

第百六十二回国
会
参議院經濟産業委員会會議録第十四号

平成十七年四月二十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

松村 祥史君
藤末 健三君
浜田 昌良君

補欠選任

片山虎之助君
広野ただし君
浜四津敏子君

四月二十二日

辞任

片山虎之助君
広野ただし君
浜四津敏子君

補欠選任

松村 祥史君
藤末 健三君
浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

佐藤 昭郎君

泉 信也君
加納 時男君
小林 温君
藤原 正司君
渡辺 秀央君

魚住 汎英君
杓掛 哲男君
倉田 寛之君
保坂 三蔵君
松田 岩夫君
松村 祥史君
加藤 敏幸君
木俣 佳丈君
直嶋 正行君
平田 健二君
藤末 健三君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

○有限責任事業組合契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

有限責任事業組合契約に関する法律案の審査のため、本日の委員会に金融庁総務企画局審議官中江公人君、金融庁総務企画局審議官鈴木勝康君、法務大臣官房審議官深山卓也君、財務大臣官房審議官加藤治彦君、文部科学省研究振興局長清水潔君、農林水産大臣官房審議官宮坂巨君、経済産業大臣官房審議官寺坂信昭君、経済産業省経済産業政策局長北畑隆生君、特許庁総務部長澁谷隆君及び中小企業庁次長西村雅夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 有限責任事業組合契約に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小林温君 おはようございます。自民党の小林温でございます。

有限責任事業組合契約に関する法律案、いわゆる日本版LLP法に關しての質疑を始めさせていただきます。

一時期マスコミの話題を独占をいたしましたニッポン放送の経営権をめぐるライブドアとフジテレビの騒ぎもいったん収束したように見えま

す。私は、かつてベンチャー企業の経営をしていた立場からこの問題を見ておまして、一つには、堀江さんとか、昨年のプロ野球の参入問題で三木谷さんとか、そういう若手の経営者がある意味でいうと非常に注目を集めるようになったということは、ある意味で喜ばしいことじゃないかというふうに評価もさせていただいておるわけでございますが、と同時に、現在の日本の会社法が抱える問題点というののもこの一連の騒ぎは明らかにしたんだろうというふうに思います。

法務委員会、今衆議院の方で会社法が審議をされております。後ほどLLCについても質問させていただきます。後ほどLLCについても質問させていただきます。後ほどLLCについても質問させていただきます。

これをやはり今急ピッチで進めていかなければならない。これは決して欧米の諸制度に我が国の制度を合わせるということではなくて、日本に合った会社法というのとはどうあるべきかと。しかも、その中で国際競争力をどう担保していくかと。極めて難しい作業だというふうに思います。

し、その中で経済産業省始め政府の御努力、大変重要だというふうに思うわけでございます。

そんな中で、この日本版LLP法の審議でございますが、有限責任、内部自治の徹底、構成員課税という特徴があるわけでございます。今までの会社の類型とは違う新たな事業体制度でございますので、ニーズはあるんだろうというふうに思います。

それがどのぐらいあるかということは一つの問題だと思いますが、アメリカでは一九七七年以来、LLCで八十万社の創設があったと、創設があったと。一方、株式会社、この間、百万社というところでございますから、仮に日本でもこのLLP制度あるいはLLC制度の導入によってこの

いう創業が実現できれば、創業者の立場からすると、こういう会社、あるいはこういう事業を行いたかったけれども今までの法制下ではできなかったことが可能になったという意味で、そのすき間を埋めることができるんだらうというふうに思いますし、一方で、こうした事業体制度の創設で、長年の懸案である開業率のアップということも含めて、創業の底辺の拡大を図ることが私はできるんだらうというふうに思います。

そこで、先ほど来申し上げているように、今回、法務省はLLCの制度の導入を提案をされていると。そして、我が経済産業委員会ではLLPの、ともに有限責任制を特徴とする制度の審議をさせていただいているわけですが、この相違点として法人格の有無であるとか課税上の取り扱いなどが挙げられているわけですが、ある意味ではかなり似通った制度だということに私は思います。果たして、今この時期にこのLLPとLLCという二つの事業体制度を本当に同時に創設する必要があるのかという疑問を私は実は持っているわけですが、この点について、その両制度を創設するに当たって経産省と法務省は連携しながら検討を行ってきたのか、あるいは両省において具体的にどのような検討が行われ、別々にこの二つの、LLPとLLCを創設する法律案を提出するに至ったかという経緯について、経済産業省側のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) お答え申し上げます。
委員御指摘のとおりでございます。経済産業省では、米国のLLC制度あるいは英国のLLP制度に類似をした、ベンチャーあるいは創業あるいは共同事業のための言わば小回りの利く柔軟な組織体の導入をすべきである、産業界からもそういった新しい組織体が必要であると、こういった要望を受けてきたところでございます。

二〇〇二年の十二月より、省内にLLC研究会を設けまして、二〇〇三年の十一月に日本版のLLC

LC制度の創設について提言をまとめたところでございます。

この日本版LLCにつきましては法務省の方で検討を進められまして、会社制度の一類型として創設をする、こういうことになりまして、今国会に法務省の方から提出されております会社法案の中に、この内容を盛り込んだ日本版LLC制度の導入について御提案をされておられるところでございます。

他方、LLPでございますが、二〇〇四年の九月、少し遅れて検討を開始いたしました。省内にLLP研究会を開催いたしました。昨年の十二月に取りまとめを行い、この取りまとめを受けまして、こちらは会社類型の一類型ということではなくて、民法の組合の特例という形で私ども経済産業省の方から今国会に提出をさせていただく、こういう経緯でございます。

○小林温君 今、経緯はお伺いしたとおりだということに思います。

ただ、これ衆議院での審議の議事録なんかも読んでみますと、二つの事業体、同時に創設することになった経緯の中で、税制をめぐる議論もあつたというふうに承知をしております。

アメリカのLLCで認められているような法人課税と構成員課税の選択制、まあチェック・ザ・ボックスですが、これを認めることによって実はそのLLPとLLCを一つの制度として今回創設するというのも私は可能であったのじゃないかというふうにも思うわけですが、この点について、まず経済産業省としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。
委員御指摘のとおり、アメリカにおけますLLC、これは制度を使いますユーザーでございます。それぞれLLCにおきまして、法人課税とそれから構成員課税と、このどちらかを選択すること

が可能な制度と、そういうふうになっていると承知をしております。

我が国におきまして、こうした同一の事業体類型に二つの課税手法といえますが課税手段、これを選択することを認める、まあチェック・ザ・ボックスと呼んでおるようでございますけれども、そういうチェック・ザ・ボックスを認めるといふのは、現在の税法の考え方を基にいたしますと非常にハードルが高い議論ではないかというふう

に考えているところでございまして、そういう中で、私どもといたしましては、有限責任制それから内部自治、それに構成員課税という、そういう三つの特徴を有する事業体、これを早期に実現することが重要であるというふうに考えまして、今回、LLP制度を提案させていただいたところでございます。

○小林温君 その税制の選択制については、現状の税制ではハードルが高いという今お答えをいただいたわけですが、この点について財務省の御見解をいただけますでしょうか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

今、経産省の方からお話ございましたアメリカにおけるLLC、これが構成員課税を行うのか、それとも法人課税を行うかの選択制ということ、これは正に御指摘のとおりでございます。ただ、私ども税制当局の立場から、この問題について、やはりどういう課税が最も適切であるかということとをきちっと確定して、しかもこの税制というのは最終的には適正執行ということまで含めて考える必要がございますので、組織形態に応じた適切な課税を確定して適用していくというのが望ましいという考えをしております。

アメリカの件につきまして私も承知しているところでは、結局、アメリカの場合は、この事業体のそもそもの親法という事業体の会社法制的な在り方が、連邦レベルではなくて州レベルで行われておると。したがって、各州によってもう全部まちまち、これを一律に、じゃこの一定の基準で、構成員課税でいくのか、それともその事業体の会社課税でいくのかというのを決めること

は、これはもう本当に困難だと、税制当局として困難であるということで、税制当局としてはそういう状況の中でチェック・ザ・ボックスという制度を導入したということをお伺っております。

日本の場合は幸い、会社法制、国のレベルで一本化して事業体の在り方について御議論いただいております。今回もいろんな意味でLLPとLLCの両方の事業体の議論が出てきておるわけですが、それはそれぞれ、私ども、意義があるものとしてとらえるべきであり、かつそれに対してそれぞれ適切な課税を行うということが望ましいという考え方でおります。

○小林温君 アメリカの場合は連邦制であつて、各州ごとに州法によってその規定が違ふということですが、ただ、後ほどまた触れさせていただきますたいというふうに思いますけれども、仮にこういう新しい制度を創設しても、税制面でハードルが高いことによって仮に組合をつくらうという意思を持った方々が混乱するのであれば、その部分のハードルをいかに下げていくかということも、またこれは経済産業省さん、法務省さん、それから財務省も含めて、やっぱり前向きに検討をしていただく必要があるんじゃないかというふうにごここでは申し上げていきたいというふうに思います。

それで、もう一度ちょっと財務省さんにお伺いをしたいんですが、この今の税制をめぐる議論の中で、現在ある合名会社、合資会社とのバランスというものも今回の判断の一つの材料になったというふうにお聞きをしておりますが、その点について少し御見解を伺えればと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) 私ども、法人税制、法人課税を行う基本的な考え方として、やはり権利義務の、その事業体が権利義務の帰属主体として独立して納税義務を負うということが適切だということがまず第一だと思っております。

今回、LLPにつきましては、正に民法組合の特別な類型ということで、元々民法組合につきま

で構成員課税、これは会社法のような資本規制とかはございません。収益分配も自由にできるということで、そのところは、しかもそれぞれが各構成員で権利義務の帰属を分かち合うということになっておりますので、この面においてはもう会社という概念とは全く異なると思っております。

したがって、この合資会社、合名会社といわゆる会社課税とはこのLLPの課税は別にするということが、現行の税制体系ではそういうことの結論になるというふうに考えております。

○小林温君 後ほどまた、このLLPとLLCの問題については財務省からお伺いをしたいと思います。

委員会の制度でございますが、今回もLLPとLLC、似たような制度が同時に提案をされて、別々の委員会で議論をされているわけでございます。今日は財務省にもおいでをいただいておりますので、少しLLCとLLPと比較してその議論を進めさせていただきたいというふうに思うわけでございますが、具体的に、このLLP制度それからLLC制度、比較した場合にどのようなメリットがそれぞれあるというふうに考えているのか。また、それぞれの制度というものはどのような事業に対して用いるのが適当だということふうにお考えでしょうか。

まず、経済産業省さん、お願いいたします。

○政府参考人(寺坂信昭君) 会社法の現代化におきまして導入が予定されておりますそのLLC、これは全員、有限責任、それから内部自治が徹底していると、そういった点ではLLPと同様と認識をしております。ただ、第一に、LLCには法人格がありますけれども、LLPの方には法人格がありません。それから、組合契約が会社かという形態の違いに基づきますと、LLPの場合には存続期間を定める必要がありまして、一方LLCにおきましては他の会社形態、これに組織変更することができると、そういったことなどの違いが挙げられると考えてございます。

こうした違いを考えますと、具体的にどこで利用されるのかということでございますけれども、LLPの場合は個人や企業の信用、あるいはその能力、こういったものを前面に出す事業、それから期限を区切ったプロジェクト、さらにはハイリスク・ハイリターン、そういったような事業に適しているのではないかとこのように考えてございます。

他方、LLCの方は、先ほどの特徴などから考えますと、将来の株式公開を予定しているような事業、それから永続的に行われる事業、それから安定的な収益を生み出すような事業、そういったものに用いられるのではないかとこのように考えてございます。

それから、先ほど来、委員御指摘、議論がございました税制におきまして、LLPは民法組合をベースにしてございまして、構成員課税が適用されると、そういった違いがあるわけでございまして、こうした違い、特徴、そういったものを検討した上で、それぞれの利用者がどちらかを選択していくというふうになっていくのではないかと考えておるところでございます。

○小林温君 今の同じ質問を財務省から御見解をいただきたいと思います。

○政府参考人(深山卓也君) 少し重なり合うところがありますけれども、財務省の方からもお答えいたします。

LLPの本質は、先ほど来出ているように組合契約でございます。LLC、合同会社は会社であり、法人格がございます。両者は、構成員が自ら業務の執行に当たる点、それから構成員が有限責任であるという点において共通する面がございますけれども、合同会社、LLCの方は、LLPとは異なりまして株式会社等への組織変更が可能であること、それから他の会社との合併、分割、会社の分割ですね、などが可能であること、それから構成員が一人であっても存続が可能であること、さらには、法人格を有することで対外的な関係における法的な安定性が比較的高いと言えるこ

とといった特徴がございます。

合同会社、LLPのいずれにつきましても、その利用をする典型例というのは創業段階のベンチャー企業などであろうと思われまけれども、今言ったような特徴がございますので、事業を始める方がどちらが自分の事業に適切かを判断した上で選択をされるということになっていくんだらうと思います。

○小林温君 私が仮にベンチャー企業の経営者で、LLPかLLCかどっちを使えばいいかなと思ったときに、今二つの省庁からいただいたお答えではなかなか決められないというのが率直な感想でございます。

例えば、先般、当委員会でも中小企業経営革新支援法の改正案を審議をさせていただきました。これ、既存の中小企業支援三法を整理統合して、利用者にとり分けて使いやすい施策体系をつくるということを目的として行ったわけでございます。つまり、利用者の視点に立つてこうした既存の制度をスクラップ・アンド・ビルドしたものだということに私は認識をしているわけでございますが、例えば、行政改革を現在も引き続き推進をしております。当然その効率性の向上というものが一つの大きな目標であるんですが、もう一つは、やはり行政サービスもサービス業であるというふうにご考えたときに、その法整備を進める中でも、国民や企業を顧客に見立ててその顧客の満足度というものをどういうふうに上げていくかということが当然行政の視点の中にもあつてしかるべきだということに私は思っております。

そういう意味でも、今回の法制度も、先ほど来申し上げていますように、どうもLLPとLLC、仕組みが似通つておつて、確かに専門的な分野、その課税の部分等については違う部分もあるんでしようが、その両者が併存していることが多分利用者にとっては複雑で分かりにくいというのが現実じゃないかと思つております。当然私も、先ほど来論点として挙げられておりますような課税面の課題等を含めてハードルがあるということは承知を

しておりますけれども、将来的には、中小企業経営革新支援法でも行つたように、この二つの法律を是非整理統合していただいて制度を一本化することも視野に入れて検討していただきたいと、このように私自身は思つておるわけでございまして、この点についてまず財務省さんとしての御見解をお聞かせをいただきたいと思つております。

○政府参考人(深山卓也君) このLLPとLLCの関係ですけれども、先ほど言いましたように、それぞれ特徴がございます。これらの特質は、本質的に、一方が組合契約の特殊なものであり、一方は会社であるということに由来するものでございまして、これからこの制度が両方できるとどのように実際に利用されていくかと、ここを見なければ何とも申し上げられないんですけれども、経済産業省さんとも十分相談の上、それぞれ別々のニーズにこたえる、両方設けることに十分な意味があるだろうということで同じ時期に法案として出ささせていただいておりますので、近いうちに一本化するということは、取りあへずは、利用状況によりまして、考えておりません。

○小林温君 仮に、仮にその判断が難しく普及が進まないと思えば、何のために法律を作っているかということもあるかと思つております。是非、御努力をお願いしたいと思います。

それから、税制上で幾つかの課題があるということをお先ほど来お答えをいただいておりますが、組合と会社という違い、それから先ほど来出ております構成員課税制度、その選択制、そういうものを認めていくということについては、是非この点についても財務省さんには前向きに取り組んでいただきたいというふうに思いますが、財務省さんからの答えをお願いいたします。

○政府参考人(加藤治彦君) 先ほどから御説明申し上げておりますが、やはり課税する場合のいろんな基本的な条件というものをきちつとしていくということが税制上必要不可欠だと思つております。ただ、今後、どういう事業体がいいのか

ということである議論があり、それに対してどういう課税をすることが最も適切かということについては、それはまた十分その段階で御議論をさしていただきたいと思います。

○小林温君 最後に経済産業省さんにまた同じ質問をお伺いしたいと思いますが、後ほどベンチャーの視点というのを中心にまた法律案の中身について議論させていただきたいと思うんですが、やはり経済産業省さんは我が国の新しい産業をいかに育成して国際競争力を上げていくかということ、その責任を担っているわけでございまして、そういう点からも再度、このLLPとLLCの将来的な在り方について御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) LLP、LLCはイギリス、アメリカがある意味ではお手本でございましてけれども、日本が柔軟な企業活動をしていく上で非常に大事なポイントだろうというふうに思っております。

日本の法制度におきましては、CとPとで沿革が違うわけでございますけれども、そこを何とか統合をしていきたいということで、法務省あるいは財務省、そして経済産業省で統合していきたいということ、このLLP、LLC、若干時間的なタイムギャップがございまして、これをやっていきたいなというふうに思っております。法人税の問題とかその他幾つかタイムギャップがございまして、とにかく使い勝手のいいようにしていきたい、それがユーザーにとって非常にいいことだと思っておりますので、そういう意味でユーザーにとってプラスになるような制度をつくっていきなというふうに思っております。

○小林温君 三省庁それぞれ、是非積極的なお取組をお願いしておきたいというふうに思います。

LLP法は成立をすれば今年中に施行が予定されていくと、それから会社法は成立をすれば来年施行予定だということでございます。当然、こういう新しい制度を使ってみようという企業経営

者、あるいはこれから創業しようとする方々もいらっしゃるだろうというふうに思いますので、どちらを選択すればいいのかという混乱を生じないように、是非分かりやすい、ユーザーの立場に立った制度の説明というのでもこれからお願いをしていきたいと思います。

そこで、またここで少しベンチャーの視点からということでも議論をさせていただきたいと思うんですが、やはりこの委員会でも毎回議論になるように、日本の中でベンチャーが更に息づいていくような土壌をつくっていく必要があるというのはいままでのことだと思っております。経済産業省さん始め、いろんな施策を打ち出しているんですが、法改正も行っていたいてはいるんですが、毎回申し上げるように、まだまだ足りない、もう少しやっぱ抜本的にいろんな取組というのもあるんだらうというふうに思うわけでございまして。

その点も含めて、もう一つありますのは、やはり政府あるいは役所の方と、まあ我々政治も含めてですが、それからベンチャーを、今現実に企業経営をされている方や、これから起こそうとする方、どうもお互いに食わず嫌いの部分が私はあるんじゃないかというふうに思っています。我が方どうやってベンチャーサイドにアプローチしていくのか分かりませんし、ベンチャーのサイドからすると、別に政府や役所に物を言っても我々のことなんて余り積極的には受け止めてくれないんだという、そういう何かお互いの行き違いというものがあつたのを、実は私感じているわけでございます。

先日もちょうこのことがございました。今、財団法人財務会計基準機構で企業会計基準委員会というのがございまして、ここで今、企業会計基準の見直しを行っているんですが、のれん代の償却というものをこれからどう取り扱うかという議論があつて、この委員会の議論の中では、これは主にどちらかというと経団連さん始めとする大企業の方から要望のみが入つていて、実際にMA

を繰り返してそののれん代がかなり大きくその会社の資産の中に存在をしているベンチャー企業の皆さんからしてみると、非常に納得のいかない会計基準というものが採用されようとは実はしているような状況があるわけで、この点について少しその双方と議論をさせていただきまして、実はヒアリングをやつたりパブリックコメントをもらつたとその委員会の方は言うわけですが、そんなことがあつたということすらベンチャー側では実は知らなかつた、例えば時価総額一兆円をこれ超えるようなベンチャー企業も含めてでございまして。ですから、こういうコミュニケーションをいかに図っていくかというのがやはり今後、経済産業省にとつては大変重要な課題になるだろうというふうに思うわけでございまして。

また法案の話に戻りますと、このLLPとLLCでございますが、先ほどどういう類型でどういうふうに使ひやすさがそれぞれあるかと、メリットについてお答えをいただいたわけでございまして、やはりその使う立場、当該のそのベンチャー企業のビジネスモデルを勘案したときに、本当に両方の制度、どちらが使ひやすいのかということが判断できるように周知をしていくということが大事だろうと私は思うわけでございまして、この点について経済産業省さんはどういう御見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) 法制面、税制面の違いがあるということで、LLC、LLP、二本立てでスタートをするということになつたわけでございましてけれども、ともにベンチャー企業にとつて使いやすい制度にする、使うベンチャーのユーザーの側に立つて分かりやすい説明をするということ、委員御指摘のとおり、重要なことであると考えております。

新しい制度でございますので、私ども、この制度が創設されたときには、中小企業団体あるいはベンチャーの団体も含めまして十分御相談に乗り、またPR、分かりやすいパンフレットの作成などを通じて啓蒙といひますか、広報に努めてま

いりたいと考えております。

○小林温君 中小企業団体というのは組織もしつかりしておりますし、日ごろその事業にメリットを感じて、そこにに行けば情報があると、例えば商工会議所や商工会に行けばという方々も会員になられているわけでございまして、一方、ベンチャー企業というのは、確固たる組織があつて、その組織に対して何かアプローチをするというんな施策も含めてこういうことを政府でやっていますよということが周知徹底できるような組織体があるかという、きつとそうじゃないだろうというふうに思います。ですから、それはウェブを使うのか、また新たなアプローチというものを是非考えていただきたいというふうに思うところでございまして。

そこで、例えばある企業が株式公開を目指すのと、こういうベンチャー企業があつたとして、こういう場合は、先ほど来お答えをいただいているLLPとLLCの類型で考えますと、どちらを選んだ方がふさわしいというふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPの方は、むしろ創業の段階で非常に小規模なものに適切な事業の組織体であると考えております。仮に将来、上場ということになりますと、株式会社への模様替えといったことが必要になろうかと思ひますので、その場合にはLLCの方がより便利かと考えております。

○小林温君 これも、使う立場に立つた場合に、創業の時点で、ビジネスモデルも含めて、自分の会社が将来どう進んでいくかということについて、もちろん明確なビジョンを持っていらっしゃるという経営者の方もいらっしゃると思ひますが、どちらかというと暗中模索で、結果的に企業がこれだけ大きくなつた、組合が大きくなつたてみようかという、思う場合もあるんだらうと思ひます。

ですから、私も、私個人で仮にそういう選択を

迫られて企業を立ち上げるときに、LLCかLLPかという判断にも迷うんだらうというふうに思うんだらうと思うわけでございますけれども、今お話にありましたように、仮に株式公開を目指すのであればLLCの方が形態としてはふさわしいんじゃないかというお答えでございましたが、これ仮にLLP、小さな組合として出発して、業績が上がっていく過程で株式公開を目指すというふうな方向を見定めたベンチャー企業の場合、今のこの制度でいいますと、一度そのLLPを解散をしようというものが求められるわけでございますが、その際は、当然、公開をする場合にはその公開前の何年間の業績が上場基準の中で考慮されるわけでございますが、仮に解散ということになった場合に、その公開の際の上場基準に解散前の組合における、LLPにおける業績というのはこれ考慮されるというふうにお考えですか。

○政府参考人(北畑隆生君) 少し最初の、前回の質問、少し補足させていただきます。
ベンチャーは大変ハイリスク・ハイリターンのもので、最初から将来の上場をにらんで自信を持って取り組むベンチャーというのはなかなかないんだらうと思います。そういうハイリスク・ハイリターンの場合には、LLPの構成員課税、ベンチャーの初期の段階は数年間赤字が続くというのが通常のケースでございますので、税のことを考えますと、事業の創業のときにはLLPの方が適切であるかと思えます。ただ、最初から大手企業と組んでLLPであるいはLLCを使って将来もう上場を念頭に置いてスタートをするという、ベンチャーとはいえないが相当自信のある事業、事業が確実だという事業については先ほど御答弁したようにLLCが適切だと、こう申し上げました。

法制上の違いでLLPは民法組合の特例、つまり契約関係でございます。LLCは会社法の中の一部という、会社形態の一種型ということでございますので、そこに性格の差がございますので、委員御指摘のとおり、LLPでスタートをして

て事業が順調に立ち上がって将来上場をにらむというところであれば、会社形態に模様替えをしなればならないということになります。そのためには、LLP、契約関係をいったん終了をして、新規にLLCなり株式会社なりを設立するということになりまして、そういう不便はあらうかと思えます。

その際に、上場の際の上場基準に過去の営業、事業の実績というのが上場基準の中に入っておろうかと思えますので、それじゃ、そのLLP時代の営業実績がそういうことに考慮されるのかどうかというのが委員の御指摘かと思えます。これにつきましては、それぞれの取引所の上場基準の判断であらうと思うんですが、委員の御指摘、ごもっともな点でございますので、私ども、関係の省庁、関係の取引所とこれから議論をしてまいりたいと考えております。

○小林温君 多分、今大きな企業を経営されている若手のベンチャー経営者も、最初は公開考えていなかった人もいるかもしれないんですが、大部分は、公開して一発どかんビッグになつてやろうと思う人が多いというのが実は私は現状だということに思います。

これも最初の議論に戻るわけでございますが、この制度が並立する中でフレキシブルに、しかもそれが結果的に制度を変更することがその会社を大きくしていく中でマイナスの要因にならないように、先ほど来申し上げておりますように、各省庁間で綿密にその辺の整合性をしっかりと議論していただきたいということを改めてお願いをしたいというふうに思います。

仮にこの法案が成立をして、また会社法も成立をするということになった場合の質問でございますが、多分、経済産業省経済産業局が各地にあつて、それから中小企業団体、各経済団体とのつながりもあるんだらうと思えますので、そういった部分を活用して制度の周知徹底を図っていくんだらうと思えます。
一方、法務省のサイドは法務局になるんでしょ

うか、似たようなそれぞれの傘下の団体等を通じてこうした新しい制度の周知を図っていくんだらうというふうに思いますが、これは先ほど来議論になっているように、多分、一番利用者にとって有り難いのは、二つの制度を並べていただいて、本当に自分のビジネスモデルあるいは将来設計においてどちらの制度を採用するか、これはLLPとLLCだけに限らず、例えば有限会社がいいのか株式会社がいいのかということも含めてでございますが、こういう機会をその利用者が得るといことが極めて重要になってくるんじゃないかというふうに思います。

私、是非提案をさせていただきたいのは、経産省さんと法務省さんで、できれば税制面の部分も含めて、財務省さんなんかにも入っていただいて、こういう周知をするような機会、説明会、物理的な説明会でもいいですし、ウェブでそういったページを使っていたらいい、例えばベンチャー企業にもこういう制度ができてこういうメリットがあるということをしつかりと知っていただくような、そういうことがあつてしかるべきだということに思いますが、経済産業省としてはどういう御見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPもLLCも新しい制度でございますので、その普及のために周知徹底を、様々な広報活動の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

その際、委員御指摘のとおり、法務省始め関係の省庁と合同で説明会をやるということにつきましても、それぞれ御相談の上、可能であればそういった方向で検討してまいりたいと考えております。

また、中小企業団体、それから都道府県等のベンチャーに関連する行政組織、それから、必ずしも組織率は高くないんですが、ニュービジネス協議会とかベンチャーエンタープライズ協会とか、それから東京、名古屋、大阪の中小企業投資育成会社、こういったベンチャーに関連する機関、団体につきましても、こういった説明の対象

として検討してまいりたいと考えております。
○小林温君 今挙げていただいたような組織だけだとやっぱり足りないんだらうというふうに思いますので、新しいチャネルの開拓ということもお願いをしたいというふうに思います。

そこで、LLPは法人格を有さないわけでございます。この点で、例えば融資契約を結ぶ際に支障を生じるといことはございませんでしょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 御指摘の、LLPには法人格がないので第三者との間で契約を結ぶ場合に支障が生じるのではないかと、そういう問題意識でございますけれども、この点につきましては、LLPでは民法組合でございますが、その民法組合の場合と同様に、組合員名義で契約などを結ぶと、そういうことがございますので、融資もそうでございますけれども、事業活動に法人格がないということと特段の支障が生じることはないというふうにご覧いただければと思います。

○小林温君 構成員に融資をして、またそれを組合との間で契約を結んで、あるいは出資という形で融資されたお金をまた組合の活動の中に使っていくということだということに思いますが、この点についても是非、今進めております個人に対する融資をいかにこれから変えていくかという部分とも併せて御検討いただきたいというふうに思います。

ちょっと質問の順番逆になりますが、仮にこのLLPの事業に対して、今のお答えで、融資を受ける際に、個人が、組合として担保物件がない場合には個人保証になるということも考えられるわけでございますが、そうすると、このLLPで最初うたつております有限責任というものが実質的に担保できないんじゃないかと思えますが、この点についてはどうお考えですか。

○政府参考人(寺坂信昭君) LLPの事業に対しては金融機関から借入れを行う、そういう場合に個人保証を求められるかどうかでございますけれども、当該LLPのその事業計画あるいはその

財務状況、そういったものを見て、ケース・バイ・ケースになるのではないかと一応に考えてございます。したがって、組合員が個人保証をした場合には出資額を超えて債務保証額まで債務を負うと、そういったような意味合いでは、委員御指摘のように、その有責任というところが確保されないんじゃないかということになるかと思ひます。

ただ、しかしながら、そういった事態にならないように、私も含めまして知恵を出していかなくないといけないというふうに考えているところでございまして、例えば少額の融資でございまして、政府系金融機関などの無担保無保証制度、そういった活用も可能でございまして、それから、民間の金融機関におかれましては、事業そのものに着目するいわゆるプロジェクトファイナンス、そういったような手法も出てきているわけでございまして、今回御提案してございますLLPのこの事業というものは、そうした融資手法の受皿となるという組織形態であると考えているわけでございまして、こういった柔軟な融資の対応が可能となるようこれからもLLP制度を育てていくというふうに考えているところでございます。

○小林温君 今のお答えだと、実質的には有限責任じゃない部分も想定されると。特に大企業が構成員になっていたり、あるいは信用のある方、担保を持っている方が構成員になっている場合は別でございまして、先ほど来申し上げているような、例えば中小零細企業の飛躍のためにこういう組合を組成する、あるいはベンチャーがこういう組合に参加するということを考えた場合に、いかにその有責任ということを実質的にも担保していくかということについては、先ほどお話をありました政府系金融機関の役割、その融資の柔軟化も含めてこれはしっかりとした対応をしていただきたいというふうに思ひます。

そういうことも含めてこのLLPの事業に対する金融面での支援、私は、これは是非積極的に考えてをいただきたいと思いますが、この点について

の御見解をお伺いを、いただきたいと思ひます。

○副大臣(保坂三蔵君) ただいままで議論がございましたように、組合構成でございましてLLP自体に現実的な金融的な支援というのはなかなか難しいんでございまして。しかし、それぞれの企業に支援をするということは、既存の支援体制を全部私どもは活用することができると考えております。

それから、既に先生方に御決定いただきました中小企業支援新法、これにおきましても、既に施行されましたが、例えば融資制度におきましても、新連携融資あるいは、これは補助金ですね、それから融資制度、それから設備投資減税などもすべて活用できますので、これらを、我々といったしましてはLLPを育てようという、そういう点で考えてまいりますと、全力を挙げてこれらの融資制度で支援をしてまいりたいと思っております。

○小林温君 制度の周知と併せて、この委員会でもいろいろ議論させていただいて行つた法改正、新しい法律の制定、そういったものすべてですね、資源を投入をして、こうした経済の浮揚あるいはベンチャー企業の育成というものに知恵を絞っていただきたいというふうに思ひます。

最後になりましたが、アメリカでは半導体の開発技術のジョイントベンチャーがLLCを活用して展開をされて、また、これが今回のLLPの中でも似たような事業が想定をされているというふうに思ひます。この研究開発プロジェクトにも是非、政府あるいは自治体の予算を力というのを考えた中で、我々の産業競争力というのを考えた中で、我が国の経済の核になるような分野については重点的にそういった取り組みをしていただきたいというふうに思ひますが、この点について経済産業省としてどういうふうにお考えでしょうか。

○副大臣(保坂三蔵君) お話しのとおり、企業の

共同研究開発プロジェクトや産学連携、これに全力を挙げて今回の制度は生きるという方法を周知徹底してまいりたいと思っております。

で、政府関係の研究開発予算の補助金や委託費も、これはもう十分活用できますので、アメリカの例を見るまでもなく、今回、そういう意欲のあるベンチャーや、あるいはまたそれぞれの企業がこれを大いに活用して実を上げていただきたい、このように考えております。

○小林温君 今日、LLPとLLCの比較の中で、私の個人的な意見としては、是非この辺の整合性を図っていただくと同時に、是非、税制面でのハードルもクリアをしていただいて、一つの制度に取れんをさせてはどうかということを御提案をさせていただきます。

また、こうした制度全般が新しく創設をされたときに、いかに利用者の立場に立つてそういう施策を展開していただけるかということをお願いをしたいと思います。同時に、その周知徹底にいたしまして、こうした法制度、新しい制度の普及に向けてまた御努力をお願いをして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○直嶋正行君 おはようございます。民主党の直嶋でございます。

実は、今日はLLPの審議ということなんです。が、先日来、中国でデモ隊が荒れたりしまして、日中関係がいろいろ大きな問題が出ていまして、ひよとして状況が変わらなければ、今日は大臣にその中国の問題についてもお伺いをしようと思ひます。聞かぬかもしれぬというふうな事務局にもお話し申し上げていたんですが、ちよと事態が落ち着いていまして、またこの種の問題は改めてしっかりと時間も取って議論させていただいた方がいいだろうということで、今日はまじめに法案審議に専念をさせていただきたい、このように思っております。

今もLLPについていろいろ議論あつたんです

が、最初に大臣にお伺いしたいんですけれども、このLLP制度を今回導入するというところで提案をされているわけですが、どういう趣旨で、それから、もうちよと具体的にこの経済、産業にどういう効果が期待をできるかという点について、大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 是非、日本経済にとつて大事な中国で経済活動をしていくことについて御審議をいただければ有り難いというふうに思っておりますけれども、たまたま先週末おとなしくなつちやつたんで、これで問題ないというふうに思つていいのかどうか、私はちよと分からないんですけれども、いずれにしても、直嶋委員の御質問でございまして余計なことは言わないようにしたいと思います。

LLC、LLP、これはやっぱり企業の活性化のために非常に意味では柔軟性のある一つの形態だろうというふうに思っております。先ほど御指摘ございましたように、LLPとLLCと、コーポレートとパートナーと、若干、法人形態として違ひますけれども、でもトータルとしてこの形態というのは、非常に柔軟な日本の形態として非常に大事だというふうに思っております。で、是非ともこの形態を生かして日本の柔軟な企業活動の一環として、活用していただければ有り難いというふうに思っております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

先ほどちよと議論がありました。が、外国でこのLLC、LLPというのは、事業体として特に専門的な共同事業等を含めて活用されているわけで、LLCについて言えば、アメリカで過去十年で八十万社ぐらい設立されていると、こういうデータもございまして。株式会社がこの十年間で百万社、トータルで五百萬社ということなんです。が、それと併せてアメリカの経済活動の活性化に大いに貢献したと、こう言われているわけでありまして、LLPの方は、アメリカにはございませんで、これはイギリスなんです、特に会計事務

所とか法律事務所とか、そういったところでの活用も含めて今一万社ぐらいあるというようなことをお伺いしております。

今、大臣の方から、経済の活性化に是非この柔軟性を生かしていきたいと、こういう御答弁あったんですが、経済産業省としてはこのLLPについてどういった事業分野で活用をしていくということとを想定されているのか、併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPが活用される分野として期待しておりますのは、会社や専門人材が連携して行う共同事業が中心になるというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、中小企業同士の連携、ベンチャー企業と大企業の連携あるいは大企業同士の連携、研究開発の連携、それから異業種間における共同研究開発、産学連携、IT技術者などの専門人材が行う共同事業、こういった分野でLLPが活用されるのではないかと期待をいたしております。

○直嶋正行君 内容について後ほどまたお伺いしたいと思うんですが、その前に、平成十六年度でしたか、投資事業有限責任組合制度というのを、これは元々平成十年に中小企業投資事業組合という形でスタートした制度で、ベンチャーへの融資のためにこういう事業組合をつくって、それこそ柔軟に融資をしていこうと、こういうことでスタートしたわけでありましたが、その中小企業時代も含めて、現在までのこの事業組合の利用状況といえますか、実績と、この数年間のその実績に対する評価をお聞かせいただきたいと思うんですが。

○政府参考人(北畑隆生君) 御質問の、中小企業投資事業有限責任組合あるいは投資事業有限責任組合についての実績についての御質問でございますが、平成十七年三月の現在で五百四十三の組合がこの制度を利用しております。

最初に発足をいたしました、中小企業向けに限定しておりました時代でスタートしておるんです。

が、平成十年の実績で四組合、これは累積の数字でございますが、平成十一年で二十五組合、平成十二年から三けたに乗りまして百組合ということでございます。とりわけ、昨年の四月に法改正をお願いいたしました、中小企業に限定せず投資対象の拡大を図ったということで急増いたしました。十七年三月現在、先ほど申し上げました五百四十三の組合になりました。これは中小企業、ベンチャー、それからそれ以外の事業に対して直接資金のルートをつくるということで大きな経済的效果を持った制度であったというふうに評価をいたしております。

○直嶋正行君 今、大きな経済効果を持ったということとで御報告いただいたんでありますが、ちょっとこの五百四十三というのが、この数字だけではなかなかいいのか悪いのかよく評価はできませんが、しかし、昨年、中小企業の枠を外して拡大したことによって更に使い勝手が良くなった。私は、さっきも議論ありましたが、この種の新しい制度というのは、さっき正に大臣がおっしゃったように柔軟性が売り物でありますから、その柔軟性を活用して使い勝手のいい制度にしていかなければと本来の目的が達成できないんじゃないかというふうに思います。

それで、順次お伺いしたいんですが、今御答弁いただきましたこの投資事業有限責任組合制度であります。これはさっきお話あったように、規模要件を外したことによってベンチャー以外の企業の事業の再編であるとか事業再生にも活用できると、資金供給できるということになったんであります。これと今回御提案のLLPとの関連性というところで、どういう関連性があるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) 投資事業有限責任組合制度は、集団的な投資のスキームということでございますので、資金の供給というのがメインの事業でございます。また、最低一名の無限責任組合員を設けるといことが要件になっております。

これに対してLLPの方は、投資事業に限定されることなく幅広く一般の事業に活用できる制度でございます。また、組合員全員が有限責任というところが投資事業有限責任組合との違いというふうになっております。

○直嶋正行君 今お話あった中で、もちろんこの投資事業組合は有限責任組合員がいるというのはそういうことなんですが、今回のLLPは有限責任だ、ということなんですか、それとも、今回のこのLLP法の中で、組合員は全員が業務に直接携わるといことになっていて、出資のみで業務を行わない組合員は認めないというふうになっております。

例えば、しかしこのLLPが、今、例で挙げたこの事業組合もそうでありますが、様々なファンダから資金調達ができるようにしておく方が資金調達の面で円滑にいくんではないかと。さっきも資金のお話ありましたけれども、そういう意味でいうと、出資のみを行う組合員を認めるということも考え得ると思うんですが、今回、出資のみで業務を行わない者を認めないと、こういうふうにされた理由はどういうところにあるんでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(寺坂信昭君) LLPでございますけれども、これは組合契約に基づきまして、組合員全員がそれぞれの個性や能力を生かしながら共通の目的に向かって主体的に組合事業に参画する、そういう制度のニーズに基づいて導入したということ、先ほど来申し上げているとおりでございます。このために組合員全員の業務執行への参加を義務付ける、そういう規定を導入しているところでございます。

こうした組合員への業務執行への義務付けあるいは重要な意思決定への総組合員の同意、そういった規定は、損失の取り込みだけをねらった言わば租税回避目的なそういう利用、これを防ぐ効果もあるものと、そういうふうと考えているところでございます。

○直嶋正行君 つまり、出資のみを認めないの

は、悪用して例えば税逃れに使われると、こういうことも考え得るんで、それぞれの個性を生かす、しかも直接業務に携わると、こういうところに限定をしたと、こういうことでございますね。

○政府参考人(寺坂信昭君) 先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、LLPの今回制度を提案いたしましたという趣旨、それから今委員御指摘いただきました、結果として租税回避的な利用というものを防ぐ効果もあると、そういう両面を考えた上で、出資のみの参加ということではなくて、業務執行に全員参加していただく、そういう制度を御提案しているところでございます。

○直嶋正行君 それで、出資のみで業務を行わない組合員は認めないということなんですが、例えば昨年十二月に取りまとめられました経済産業省の有限責任事業組合制度に関する研究会の報告を見ますと、提案といいますが、それを見ますと、例えば投資家が投資先の経営に関与する場合、いわゆるハンズオン型の出資であれば認められると、こういうことも言われております。

その辺は、ハンズオン型ならオーケーだという理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 業務執行に参加をするということでございますので、いろんなケースがあるかと思いますが、今お話がございましたハンズオン型といいますが、そういう形で業務執行に参加しておることであるならば、それはこのLLP法の対象になるというふうに考えてございます。

○直嶋正行君 結構、これ、線引きがなかなか議論があるんじゃないかと。例えば、組合のメンバーになって三か月に一回ぐらい経営会議に顔出して、そういうところで出席をして組合の運営に関与すると、こういうケースもあろうし、三か月じゃなくて年に一回ぐらい顔出して事業の状況等も聞いて経営に参画すると、これも経営に参画するといえは参画する。だから、こら辺の線引きというのはどういうふうに考えていけばいいん

でしょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 確かに、業務執行をどの程度行っているかといえますが、業務執行に参画をしているのかというのは、いろんな議論があるかと思いますが、正にLLPの目指している業務、そういう業務としてどういうものがあるか、その中で個々の業務執行、いろんな業務執行があるかといえますけれども、そういう個別の業務執行項目がどのように位置付けられるかというのを考えていくといえますが、見ていくという事でございますので、ケース・バイ・ケースの判断になるというふうに考えるわけでございます。

それで、ケース・バイ・ケースと言ってもあれでございすけれども、例えば、少なくとも業務の全部をどなたかに、他の組合員に委任したり、それから、ほんのわずかとということでもございす、ほんのわずかな業務のみを執行したりといったようなケース、つまり、言ってみれば、形式的には業務執行に参加していることにはなっているけれども、実態として見た場合に業務執行に当たっていないといったようなケースというのは、LLP法におけます共同事業要件、業務に参画をするということを満たしていないというふうには考えられると思います。

○直嶋正行君 結構これ、今ケース・バイ・ケースというふうにおっしゃった。これはだれがどういうふうな判断するんですか、その実態を見てというところ辺なんです。だれが判断するんですとか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○政府参考人(寺坂信昭君) 業務執行の本身としていろんな、例えば毎年度の事業計画を作るとか研究開発計画を作る等々あるかと思ひますけれども、今御質問のだれが判断をするのかということになりますと、結局、今回のこのLLP法、御提案してございますその法律の一つの効果として課税面での構成員課税というふうなことがあるわけでございまして、結果的に業務の内容を例えば税

務当局が判断をして、これは、先ほど申し上げました、形式はともかくとして、実質的には参加をしていないじゃないかというふうなことになるかと、構成員課税のその効果、構成員課税といいますが、LLPのその効果、これが否定をされるということになるかと思ひております。(発言する者あり)

○直嶋正行君 今いろいろ声出ていますけれども、税務当局に判断をゆだねるということになると、これはまたかなり事後になると思ひますし、やはりその税務当局の解釈で今申し上げたような部分が決められるということになると、これは混乱する可能性あるんじゃないですかね。

何かやはり考え方というのを整理していただかないと、実際には非常に不安を持ってこれを使うということになりかねないんじゃないかと思うんですが、これはどうなんでしょう、必要だと思ひますが。

○国務大臣(中川昭一君) 経済産業省的にも、私も、北畑局長に今この場で説明を受けたんですが、けれども、正直言ってよく分からない部分がありまして、それと税務当局との仕切りになりますと、ますます分かんなくなっちゃうんで、これは事務当局できっちりやっていただかないとまずいんじゃないのかなと。

法案審議をお願いして、大変こういうことを言うのは申し訳ないと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。(発言する者あり)

○委員長(佐藤昭郎君) ちょっと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤昭郎君) 速記を続けてください。

○政府参考人(北畑隆生君) LLP法の解釈は、私どもが公定的な解釈をいたしますので、混乱のないように、例えばLLPのモデル約款、こういった中で、どの程度業務に参与していいかというのを法律上の解釈として、今大臣から御指示がありましたので、明確にしたいと思ひます。

その判断が税務当局と食い違うということになりますと、後で税の問題がございすので、税法上はどこまでかということも含めて、税務当局とよく事前に打合せをした上でモデル約款で明確にしていきたいと、このように考えております。

○直嶋正行君 じゃ、よろしくお願ひします。

○政府参考人(深山卓也君) 合同会社では業務を執行しない社員を置くことも許されております。それは明文に規定がございす。

○直嶋正行君 さつきちよつと触れましたけれども、イギリスではこのLLPを使って、例えば公認会計士なんかの専門業務でかなり活用されているというふう聞いておりますし、ちよつと私も少し知り合いの関係でヒアリングをしまして、やはり会計士だとか弁護士だとか、こういう事務所でもこのLLPを活用できるようにしてほしいと、こういう声は事実としてございす。

今回、このLLP法で、今例に挙げましたが、監査法人等のこのLLPの組成をもこれから認めていくべきではないかと思うんですが、この点について経済産業省の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) 弁護士、公認会計士、いわゆる士業でございす。英国においては、こういった士業もLLPを活用しているというところは委員御指摘のとおりでございす。

ただ、日本におきましては、例えば、電気工事士とか中小企業診断士はそういう規定が入っておられないのでありますけれども、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、弁理士などは、その業務の性格上、法律の明文の規定など置きまして、無限責任を法律上定められている、あるいは業務の性格上、無限責任が求められる特殊な業種であるというふうな日本では位置付けられております。

そうしたことから、今回、LLPのスタートに当

たりましては、これら無限責任が要請される士業については本制度の対象にはいたさないというところでスタートをさせていたきたいと思ひます。

ただ、こういった業界の方でLLPが使えないのかという要望があるということは、私も十分に承知をいたしております。それぞれの士業を所管する省庁の問題でございすので、それぞれの省庁と相談をしまいたいと思ひておりますけれども、将来、それぞれの省庁においてこれが見直しをされて、必ずしも全員無限責任でもないという結論が出れば、LLP法では政令改正という形で対処をしまいたいと、このように考えております。

○直嶋正行君 将来的には政令改正ということですか。これ、今回の法案にLLPの業務として行うことができない旨は政令で定めるといふふうになっていますが、この部分を改正すると、こういうことで理解してよろしいですか。

○政府参考人(北畑隆生君) そのとおりでございす。

○直嶋正行君 今日金融庁来ていただいておりますが、この件について、公認会計士だけではないんですが、公認会計士を例にしてちよつと金融庁の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中江公人君) お答えをいたします。

監査法人をLLPの対象とすることにつきましては、金融庁といたしましても重要な検討課題というふうな認識をしております。今回の一般的な有限責任の事業組織形態の制度創設を踏まえまして、監査法人の損害賠償請求に対する支払能力の向上、ディスクロージャー強化など投資家保護を図るための措置などを含めた幅広い検討を今後十分に行っていくたいというふうな考えでございす。

○直嶋正行君 幅広い検討ということで、結論はまだ分らないと、こういうことですか。

Pの構成とちよつと似通つた部分というのは、似通つたといひますか、共通点はもちろんあるんですね。

例えば、法人への出資者としての責任ということとを公認会計士法で見ますと、これは原則、無限責任になっていゝと思ひます。そして、監査法人としてこの被対象、監査対象会社の監査を担当することになる指定社員といふんですかね、指定社員の方以外の方は有限責任だといふふうに理解してゐますが、つまり、指定社員は無限責任だ。考え方は、原則無限なんだけれども、指定社員以外の方は有限でもいいよと、こゝういふふうになつておると思ふんですが。

それからもう一つは、業務の執行に伴つて出てきた法的な違法行為といひますか、この部分については、公認会計士法の三十四条ですね、これを読みますと、当事者に過失があれば無限責任で、しかも全員が連帯をしてその責任を負うと、こゝういふ規定になつてゐると思ふんですが、こゝういふ理解でよろしいですか。

○政府参考人(中江公人君) 御指摘のとおり、公認会計士法上、監査法人の財産をもってその債務を完済することができないときには、各社員は連帯してその弁済の責任を負ふこととされておる。いわゆる無限連帯責任を負つてゐるということとでございませう。

他方で、先生の方から今御指摘ございましたように、指定社員制度といふのがございまして、これは昨年の四月から施行されてゐるものでございませうけれども、その監査証明業務を執行しない監査法人の社員の責任につきましては、被監査法人に對しまして出資金の範囲で有限の責任を負うといふふうになつてゐると思ふんですが。

○直嶋正行君 それでは次に、経済産業省に確認したいんですが、このLLPの場合にももちろん出資者としては法律第十五条で有限責任といふことが明記されてゐるわけですが、業務執行を行う者の不法行為といひますか、これについては法律の十八條で、悪意又は重過失の場合には、責任ある者

は連帯して無限責任を負うと、こゝういふ形になつてゐまして、業務執行者の、そのかわつた人ただけで、しかも悪意又は重過失の場合に限定をして無限責任、連帯して無限責任と、こゝういふふうになつてゐまして、それ以外のケースといふのが法律には定められてゐないんですけれども、これはどういふ意味でしょうか、ちよつとお伺ひをしたいと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) LLP法は有限責任といふ原則なんですね、不法行為につきましては民法七百九条の適用があるといふふうになつてゐます。

例えば、LLPの組合員がその業務を行うに当たり、故意や過失により債権者あるいは第三者に損害を与えた場合には当該組合員が民法の規定に基づき無限の損害賠償責任を負うと、こゝういふ形になつてゐます。

○直嶋正行君 つまり、悪意又は重過失のケースはその当事者が連帯して責任を負うんだけれども、それ以外の違法行為については、今おつしやつた民法七百九条、この一般規定を適用すると、こゝういふことになるわけですか。

その場合に、ちよつと済みません、今日、法務省いらしていただいておりますね、これ、ちよつと通告してないんだだけ、民法の専門家だからちよつとお伺ひしたいんですが、この七百九条といふのは一般規定と言われているんですが、これはあれですか、連帯責任との関係ではどういふことになるんですか。

○政府参考人(深山卓也君) この七百九条は、複數不法行為者がいる場合の規定ではなくて、正に原則規定でございませう。共同不法行為について、御案内のとおり、また別の規定がございませうけれども、七百九条の責任といふのは、今お話があつたように、その個人が、違法行為をした個人が損害賠償責任を負うときの根拠規定ということになります。

○直嶋正行君 つまり、七百九条では連帯して責任を問われない、それぞれの違法行為を行つたと

みなされる方それぞれについて、法的に相当因果関係がどうか、こゝういふことで最終的には判断していくと、こゝういふことになると思ふんですが。

ちよつと金融庁にお伺ひしたいんですが、こゝういふ今申し上げたような法体系になつてゐるLLP法で今のその公認会計士、いわゆる監査法人をこの法律の、LLPの対象にしようとするときに、やや、こゝは法律的にかなり規定の仕方が違ひますよね。公認会計士法の方が非常に厳しい、悪意、重過失じゃなくても過失であれば連帯して無限責任ということになつてゐますから。こゝら辺はなかなか調整大変じゃないかと思ふんですが、どうなんですか。むしろ、今お話しのように、民法でやれるといふことであれば公認会計士法もそれに合わせて適用できるんじゃないかと、私は一時そう思つたんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(中江公人君) 御指摘のとおり、今の公認会計士法上は、過失があれば無限連帯責任を負うといふ立て付けになつてゐるわけとでございませう。

他方で、先生御指摘のような形で言わば有限責任を導入することにつきましては、やはり監査法人の責任を軽減するということになりますので、他方で投資家に影響を与える話でもございませうので、先ほど申し上げましたような投資家の保護を図るための措置も含めて、そういった措置と併せて検討していくという課題ではないかといふふうになつてゐる次第でございませう。

○直嶋正行君 つまり、法改正だけではなくて、併せて投資家保護のための規定を何らかの形で考えなければいけないと、こゝういふことでありますかね。はい。

それで、次に経済産業省にお伺ひしたいんですが、この法律の、さつきお話ししました七条ですと、七条に「組合の業務の制限」ということで

規定があります。その第一項は、「その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適當でない業務として政令で定めるもの」、こゝうなつてゐます。第二項は、「組合の債権者に不當な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの」と、こゝうなつてゐます。

例えば、今議論させていただいた会計士の場合には、これ、どちらになるんでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) 公認会計士の方は一号の方で想定をしておりまして、いわゆる士業の中で個別の特別法で無限責任が定められてゐるものにつきます。七条一項に基づきまして政令指定をしてこのLLPの対象にしないと、こゝういふふうになつてゐます。

○直嶋正行君 続きまして、さつきちよつと議論がございまして、LLPとLLCとの課税上の取扱ひ等についてお伺ひをしたいと思います。

今回、法務省の方はこのLLCを会社法の中に入れて提案されてゐるわけですが、先ほど来議論ありましたが、このLLPとLLCといふのはともに有限責任で、さつき大臣の答弁にありましたように柔軟に、柔軟性を持つてゐると。こゝういふ点でいいますと、そのことを両方とも特徴とする制度だと思ふんですが。

そういう意味でいうと、このLLPとLLCの、まずこの相違点をもう一度ちよつと確認をさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 日本の法人制度の沿革からいいますと、いわゆるコーポレートとパートナーといふ長い歴史がございまして、その中で何とか、先ほどから御質問がございませうけれども、企業の柔軟性をできるだけ生かしたいといふ、一致させたいという思いが経済産業省としてはございまして、しかし、LLCとLLPとの間にどうしても法律上の問題点が、まだ乗り越えることのできないポイントがあるというのが率直なところだろうといふふうに思つてゐます。

そういう中で、ぎりぎりの有限責任、しかし法人格があるかないかといふところがどうしても乗

り越えられなかったということが現実でございませうけれども、これを、利用する側で大きいいいところを活用していただければ、柔軟性を持って活用していただければ有り難いというのが経済産業省としての希望でございます。

○直嶋正行君 まあなかなか難しい問題があつて乗り越えられないということで、今大臣からお答えいただいた上で恐縮なんですけれども、例えばアメリカのLLCは、もちろんLLCですから法人格があつて、なおかつ法人課税と構成員課税が選べるようになっていて、選択できるようになっていると、こういうことでありますし、イギリスのLLPは、これは法人格を持っているんですね。あると思うんです、たしか。あつたと思うんです。

ですから、さつき小林委員は紳士だからはつきりおっしゃらなかったですけど、LLCに選択課税制度を導入すれば、今議論しているようなLLPとの関係等も解消されるんじゃないかと。日本はこの回の提案で二つ制度をつくるんですが、どちらの制度も、LLCは税制の面で難しい問題がある、これは柔軟にそれぞれの判断で対応できないということになるし、LLPは組合組織だから法人格がないと、こういうことになって、実は、どっちか選んでくださいということなんです、ここはまあ、逆に言うと、これむしろアメリカとかイギリスの制度に比べるとやはり硬直的であるといえますか、このことは言えると思うんですかね。

法務省にお伺いしたいんですけれども、そういう意味でいうと、今回LLCという制度を提案されているんですが、今議論させていただいた税制も含めて、法務省としてはどのようにお考えになつていらっしゃるんですか。お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(深山卓也君) まず、税制の点は、これは、法務省ですから、これは法人法制として会社法案を今回新しく改正をして、その中で合同会社という、LLCという新しい制度を設けたわ

けですが、こういう制度を設けた趣旨は、こういう法人形態が必要であるというニーズ、要請があつてつくつたものです。税務上の取扱いをどうしたいから法人をつくつたと、こういうことではもちろんございませんで、この新しくできた合同会社に対する税務上の取扱いがどうなるのかという点について、こうすべきであるとか、こうなるつもりでつくつたということではございませんで、実態としての、法人形態としてのニーズがあるんで、それにこたえるべくつくつたということでございます。

○直嶋正行君 ちよつとよく分からなかったというか、まあ要は法人形態ということの一つのつくつてほしいというニーズがあつたからつくつたんだと、こういうことなんですね。税金のことは知らぬと、それは当局で決めてくれと、こういうことですか。

多分、さつきのやり取り、まだこれ決まていないんですよ。LLCの税制をどうするかはまだ決まていないというふうに理解しています。したがつて、これがもし選択制になれば非常に大きいと思うんですが、どうもさつきからのやり取り聞いていますと、そのまま法人課税になる可能性が高いんじゃないかというふうに思わざるを得ないんですが、本当に制度を提案されている側として、ニーズがあるからこういう、つくつたよということではなくて、その制度を社会的に生かしていくということを考えて、法務当局もやはり構成員課税ということをもつと御主張なさつてよろしいんじゃないかと思うんですが、この点はどうなんですか。

○政府参考人(深山卓也君) 社会的実態として新しい法人形態が法律によって創設されたときに、構成員課税にするのか法人課税にするのかというその税制上の取扱いについて、同じ政府部内でその組織法だけを所管している法務省がこうすべきであるというものはなかなか申し上げにくいというところを是非御理解いただきたいと思ひます。

○直嶋正行君 じゃ、ちよつと財務省にもう一度御所見をお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(加藤治彦君) 正に、合同会社に対する課税がどのようになるかにつきましては、私も、現在審議中の会社法の法案の最終的な成立を踏まえ、その公布、施行の時期を目指しまして、基本的には次期税制改正のプロセスの中できちつとした議論をして、最終的に政府部内で統一してまいりたいと思つております。

○直嶋正行君 これはちよつと財務省にお伺いしたいんですが、SPCでありますよね、特定目的会社というのがあります。このSPCはもちろん法人格持っているんですよね。建前はこれは法人課税ということだと思ふんですが、法人格持っているから。しかし、このSPCにおいては税引き前段階の利益を配当できるという仕組みになっています。しかし、このSPCにおいては税引することを認めていまして、実質上、法人税ではなくてむしろ構成員課税ということになつていないんじゃないかと思ふんですが。

法人課税の考え方からいうと建前としての考えは当然あると思うんですが、このSPCのようなケースも含めて考えますと、必ずしもその構成員課税を導入できないということではなくて、政策判断をした上でやり方はいろいろあるんじゃないかと、このようにも思ふんですが、この辺りの検討を含めて、いかがでしょうか。

○政府参考人(加藤治彦君) 今御指摘いただきましたSPC、これは特定の目的、正に会社型投資を中心とした投資のためのツールとして、一般の会社とは特別なものとして位置付けられております。

それで、今、名目的とおっしゃいました。名目も実質も含めてこれは法人としての課税体系の中で取り込んでおります。ただ、唯一、今御指摘のようこの配当を損金算入の扱いを認めると、これは一定の要件の下に認めるといふ特別な措置をしております。で、結果的に、元々配当は益金処分ということで法人の段階で課税し、かつそれを受け取った個人の段階でも、まあ一部調整はございますが、また改めて配当課税を行うという体系になつております。

今回は、その前段階の、このSPCの目的等から考えまして、いわゆる個人の投資家の資金を集めて運用してそれを分配するという機能に着目して、配当の損金算入というのを一定の要件の下で認めているわけで、それ以外のことについてはすべて法人税の体系の中で処理されております。したがつて、今御議論のございますLLC、合同会社的な問題とは若干質を異にするのではないかと考えております。

○直嶋正行君 確かに、このSPCのこの特例が、社債の発行額とか優先出資証券の引受けだとか、いろいろ条件が四つか五つ付いていましてね。これと同じ条件でいうことは多分それはあり得ないと思うんですが、同様に、先ほどから議論ありますように、アメリカじゃこれが八十万社もできて国民経済的に非常に大きな貢献をしてきたと、日本においてもこういう柔軟性を持った組織を活用していくこと。これは一つの政府としての政策判断だと思うんですが、こういう仕組みをつくっていくというのはね。

ですから、そういう判断から考えて、あるいはこのLLCというの、まあここは議論あるところかも知れませんが、コーポレーションというよりも運営の実態はパートナー制度に近いということも含めて考えますと、SPCのような、条件は違つていても、SPCのような形で実質、構成員課税というところに道を開いていくということは十分考え得るんじゃないかと。まあ、むしろつくつた趣旨からいうと考えなきゃいけないんじゃないかと、私はこういうふうに思ふんですけれども、税務当局はつきり責めて申し訳ないですけども、ちよつと財務省の方にもう一度御見解を伺いたい。

それから、こういう趣旨から見て、さつき法務省は組織つくつただけですと、こういうことだったんですが、どういう判断されているのか、お伺いしたいと思ひます。両省にお伺いします。

○政府参考人(加藤治彦) これは、私ども課税当局のみならず、経済の活性化のために様々な事業体が有効に活用されることは非常に重要なことで、今そういう面では経産省を中心に、特に産業経済の活性化ということで御議論いただいて、LTPの制度も、従来の民法組合の持つている長所を生かしつつ、一定の特例を設けて更に使いやすい方向で議論されていると思っております。それはそれとして私どもも、それに對してきちっと税制も対応する。

で、もう一つ、その合同会社の話につきましては、私ども承っている限り、先ほど法務当局からお話ございましたが、むしろ会社法制の中で今回、有限会社を廃止して株式会社一本化する、その過程において、有限責任であっても株式会社までの手続等々の制約を若干緩和した形での一つの形態を用意するというところで、必ずしも課税の問題というよりは、今の御説明でいきますと、やはり会社法制の中の事業主体の在り方の整理。私どもは、事業主体の課税の在り方と、それから事業を、それぞれいろんな事業を行うときにどういうやり方で、事業単位でどういうふうに取り扱っていくのかがいいのかというのは若干別の問題があると思っております。

それから、SPCも、正にこれは事業主体に着目しているというよりは、事業に、正に会社型投資という事業に限定した形で、ですから逆に言えば、損失の問題は全く抜きにして配当だけの問題、課税の問題の特例の部分があるわけでございます。したがって、逆に言うと、そういう形でいきますと、非常に事業主体の制約が大きくなるという問題がございますので、これはやはりいろいろ使い分けていただく、そういう議論がどうしても必要になってくるんじゃないかと思っております。

○政府参考人(深山卓也君) 先ほど申し上げたとおり、私たちは、こういう柔軟な法人形態を新たに日本でも設けるべきだというニーズにこたえてこういう制度をつくったわけです。したがって、

仮にこの税務上の取扱いがどうなっても、それなりにニーズがあり利用はされていくと思います。ただ、御指摘のように、税制の在り方によって利用の度合いやあるいは形がいろいろ変化するんじゃないか。それは我々もそうだと思っておりますが、ただ税の方には税の論理や体系がございますので、税が付いてこなければ意味がないというようなつもりでは全くございません。

○直嶋正行君 ここはちょっと押し問答になっちゃいかもしれませんので、これはむしろ大臣に、やはり内閣の中で、きちっと大臣同士でもこの意味合いも含めて是非議論していただきたいなと思います。

というのは、ちょっと、だから経産省の御提案なり、あるいは元々LTPの研究から入ってLTPになって、こういう経過も含めて、やはり経済的なところに主眼を置いて、これを経済活動に生かしていくこと、こういうふうな議論されてきたところと、一つのバリエーションとして、会社組織の変化の中でバリエーションとして認めていきますよと、こういう考え方と、どうもちょっと違うんじゃないかという、そこがあるんじゃないかと、ちょっと私、今のやり取り聞いていてそういう感じがしましたので、是非、さっき申し上げたように、やはり内閣内の意見調整をお願いしたいなというふうに思いますが、この点についてちょっと、突然で恐縮ですが、御所見いただければと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 法務当局、それから財務・税務当局、お立場があるんだろうと思いますが、けれども、つい最近のあの企業買収の大変社会的な問題になったことも思い出しますと、やっぱり日本としてのきちっとしたルールを確立しながら、しかし、その中で、一生懸命頑張っていくところは頑張っているつもりで、一定のルールの中でやってもらいたいというふうに思っておりますので、そこはやっぱり経産省として、活力のある、企業の活性化というものは是非、後ろ向きではない応援をしたいというふうに

思っております。

○直嶋正行君 ありがとうございました。

LTPに構成員課税認めても、構成員課税が必ずしも税制上、得、すべてのケースで得になるというのではないんですね。法人課税取った方が得をするケースもあるということは承知しているんですが、問題は選択制だということでも申し上げておきたいというふうに思います。

それで、もう一つ、このLTPとLTPの関係についていいいますと、法人格の問題があると思うんですが、この法人格があるかないか、持つ持たないかも、ちょっと今の税制で議論しましたけれども、こういうところに、一つの組織形態として考えたときに、この法人格の有無がかなり左右しているような気がするんですが、この法人格との関係とLTPの関係について、経産省にまづお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) 税以外に、LTPが法人格がないことで何か事業活動上問題があるんじゃないかという御質問の趣旨かと存じます。

確かに、法人格があった場合の方が便利点はいくつかあるかと思えます。ただ、現在でも、例えば建設業のジョイントベンチャー、建設共同企業体、あるいは映画の製作委員会、こういったものは民法の組合、法人格のない民法の組合を使っている事業を実施しております。実際、これらの活動を見てみますと、事業活動を行う上で法人格なくとも事業活動は行い得るという実態がございます。したがって、LTPはこの民法組合と法人格の点では同じでございます。法人格があった方が便利だという部分はあろうかと思えますが、なくても事業はやっていけると、こういうふうに理解をいたしております。

例えば、契約あるいは財産の所有、これは組合員の合有ということになりますけれども、そういう形で所有することができまして、契約につきましては、あらかじめ定めるところによりまして業務執行者の名前で契約をするということが可能になります。こういったことで、業務を執行してい

く上で様々な法律上の工夫もいたしておりますので、できる限り、LTPが事業活動をやっていく上で、契約の問題、資産の所有ということと不便がないように手当てをしたいと思いますと考えております。

○直嶋正行君 ちょっと持ち時間がなくなってきましたので、あと、少し省略をしたいと思います。が、今お話ありましたが、私は、法人格の問題、今お話あったように、契約主体である、あるいは財産の保有あるいは処分もそうかもしれませんね。もう一つ、やはり一番大きいのは社会的な信用の問題があるんじゃないかと思うんですね。

ですから、確かに預金通帳つくるときに個人名を使って、肩書は付けるにしても、個人名を使っている、そういうものよりも、やはりビジネスで考えると、この法人格がないことによって、つまり個人名を使っているか否かという点によるやはり社会的な信用がある場合に比べると落ちるんじゃないかと。だから、それをどうカバーしていくかということが大事じゃないかと思うんですが、この点は何かお考えになっておられるでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) LTPはやはり個人の共同事業体ということでございますので、個人名の信用ということがまず一番じゃないかと思えます。

先ほど申し上げました類似のケースの民法組合のケースで申し上げれば、建設業の共同事業体の場合にはその事業体の組合員の信用というのを前面に出しておると、こういうことであらうかと思えます。したがって、LTPは大きな組織ではなくて、その組合員である会社なり個人の信用というのが基本であると思えます。

ただ、LTPという制度の普及をこれから図ってまいりたいと思えますので、LTPというのは法人格がなくてもしっかりした事業をやるということで社会的な認知を受けるように工夫をしてまいりたいと考えております。

○直嶋正行君 今日わざわざ特許庁にも来ていただきまして、ちよつと最後に特許庁に確認をさせていただきたいと思ひます。

このLLPのケースにおける、例えば共同研究とか産学連携に取り組んで研究開発をした場合に、そういう特許権などを取るケースが当然考えられるわけですが、この特許権の所有というものはどういふことに、だれに帰属するのかと、構成員に帰属するのかどうかということ、もう一つはLLPにおける職務発明の扱いについて、この二点、ちよつと御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府参考人(澁谷隆君) お答え申し上げます。

第一点につきましては、これは、LLPにつきましては法人格がないために、組合財産たる特許権はLLPそのものに帰属するのではなくて、組合員の共有という形になると思ひます。

それから、職務発明の場合ですが、ケースとしては、例えば組合員たる法人の従業員が出向して、LLPで働いてそこで発明するとか、それから、LLP自体と雇用関係を結んでいる研究者がLLPの活動の一環としてそこで研究活動をするといったようなケースがあると思ひますけれども、この場合には職務発明規定、一般の問題と同じでございます。まずは原始的に発明者に特許権は帰属すると、その上で勤務規則その他によつて、発明者に原始的に発生した特許権というものが雇用者の方に移ると、こういうことでございます。

○直嶋正行君 いろいろありますが、これで一応終わります。

ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時五十一分休憩

午後一時四十分開会
○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委

員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、有限責任事業組合契約に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。
○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末健三でございます。

LLP法案につきまして御質問申し上げます。

私は、今回、このLLPそしてLLCにつきましては、本場に日本の起業の環境、新しく会社をつくる起業家に対してはすごく大きなブツシュになるんじゃないかと本場に評価申し上げますし、有り難く思っております。

私は、本日、三つのポイントからの御質問申し上げます。

一つは、やはりこういう企業の、法人組織の在り方というのはどういふものがあるかということ、そもそも論をちよつと議論させていただきたいというのが一つ。そして二つ目に、このLLP、私から申し上げますと本場に画期的な制度でございまして、その利用環境をどう整えるかというのを二つ目にお聞きしたいと思ひます。そして三つ目に、特に経済産業省また農水省の方々にこのLLP制度を具体的にどのように活用されるかということをお聞きしたいと思ひます。

まず、私、このLLPにつきましては、新しい会社の組織の在り方が生まれたわけでございますが、今後どんどん起業の、起こす業の起業でございますが、起業が進んでいくと思うんですが、特に注意してございますのが、アメリカのデラウェア州という州がございまして、これは何かと申しますと、会社法が充実してございまして、様々な会社形態が会社法で規定されているという州です。例えば、あのマイクロソフトという会社がございまして、本拠地はシアトルでございまして、登記上はデラウェア州になってございまして、また、IBMなどもデラウェア州になってございまして、それはなぜかと申しますと、会社制度がいろんな制度が選択できるという特徴がございまして、それがアメリカの起業を促しているという一面がございまして、

まず初めに御質問申し上げたいのは、法務省の方に御質問申し上げたいんですが、アメリカのデラウェア州の会社法などの勉強されていると思うんですが、その会社形態等につきましてお答えいただけませんか。法務省の方にお願ひします。

○政府参考人(深山卓也君) デラウェア州法におきましては、コーポレーション、日本語で言えば会社ですが、の種類として、まず第一にジェネラルコーポレーション、一般会社と訳されますが、それからクローズコーポレーション、閉鎖的会社、三つ目にプロフェッションナルコーポレーション、専門的職業者が社員である会社、この三つがございまして、それから、会社以外、コーポレーション以外の団体として、第一にパートナーシップ、任意組合ですね、二番目にリミテッドパートナーシップ、有限責任組合、三番目にリミテッド・ライアビリティ・カンパニー、LLCです、四番目にノンプロフィットアソシエーション、非営利団体等が法定されております。

○藤末健三君 資料をちよつと配っていただいておりますので、是非営利団体等が法定されております。

○藤末健三君 資料をちよつと配っていただいておりますので、是非営利団体等が法定されております。

【資料配付】

○藤末健三君 先ほど法務省の方から御説明がございましたように、私もちよつと、デラウェア州の会社形態をちよつと整理したものを、資料を配らせていただきます。

二ページ目、一枚目を開いていただき二ページ目でございますが、ここにございまして、いろいろな種類の会社形態がございまして。特に今回LLPという、LLCというものが議論されたわけでございますが、下から二番目にSコーポレーションというのがございまして。このSコーポレーションを見ますと、次のページ、三ページ目をごらんいただいでよろしいでしょうか。実は、アメリカにおいてこのSコーポレーションというのは非常に増えてございまして、一九八六年、七十五万社しかなかったものが、何と二〇〇一年には三百万社になっているというところでございまして、

これもLLPなどが、LLC、LLPが百万社と言われておりますけれども、Sコーポレーションも非常に大きな勢いで進んでいるという状況でございます。

ここで皆さんに御注意申し上げたいのは、実はこのSコーポレーションのSというのは税法上のS項目ということからきています。項目A、B、Cとあって、S項目からきている、税法上の項目からSコーポレーションと言われているという状況です。

大事なことは何かと申しますと、一つございまして、今回、LLP、LLCというものが同時に出てきてまして、小林議員そして直嶋議員からもお話ありましたけど、そのLLCとLLPの区別も分からないという状況。そしてまた、もう一つございまして、私が思っているのは、本来どういふ会社の、法人の種類があるべきかという議論が僕はなされていないんじゃないかと思ひます。

そこにつきまして、是非とも経済大臣から組織、会社組織のあるべき姿といひましようか、全体的な枠組みから検討していただくということをお願いしたいと思ひますが、大臣、いかがでございますか。――済みません。じゃ局長、お願いします。

○政府参考人(北畑隆生君) 米国のまた事情が違うのかもしれませんが、委員御指摘のとおり、米国、とりわけデラウェア州では産業振興の観点から様々な試みをしておられることだろうと思ひます。その中にLLCあるいは御指摘のSコーポレーションという仕組みがあるかと思ひます。私も、この法案を提案させていただく前にLLC研究会、LLP研究会を省内で立ち上げまして、米国の例も含め諸外国の例を検討したわけでございます。その中でとりわけ、日本のこういう事業の組織体として、今、日本になくてとりわけ求められておるのが、私どもが提案をしたLLPと法務省の方で御提案されているLLC、これが少なくとも緊急に必要な日本の、どういふんで

しょうか、ベンチャーを含めた小回りの利く起業のための仕組みとして緊急性があつたということで法案を用意させていただいた、こういう経緯でございます。

○藤末健三君 それでは、Sコーポレーションなどについてはどうお考えですか、お答えください。

○政府参考人(北畑隆生君) Sコーポレーションについても検討いたしました。比較的近いのが、日本でいえば有限会社に近いのかなという感じがいたします。ただ、日本の有限会社の場合は法人課税、米国のSコーポレーションについては構成員課税という違いがあるんだろと思ひますけれども、形態としては有限会社が近いんじゃないかなと思ひます。

○藤末健三君 形態としては有限会社が近いわけですが、有限会社になつちやいますよね、今回、会社法で。

それで、私がお聞きしたいのは、いろいろな視点から、私ちよつとこれ、ノンプロフィットの組織は入れてないんですけれども、例えば、これは質問申し上げません、イギリスですとLLPで非営利活動ができるんですよ、実は。非営利活動ができる上に税制の措置があるという状況になつています。そのような状況の中でやはり様々なノンプロフィットも含めた全体的な会社組織の在り方みたいなものを御検討いただくということは可能ですか。それは局長にお聞きしたいんですけれども。

○政府参考人(北畑隆生君) 御質問のような趣旨でこれまで省内に研究会を設けて検討してきたわけでありまして、今後必要に応じて検討はしてまいりたいと思ひます。

○藤末健三君 是非とも経済産業省がリードをしまして、法務省さん、そして大事なことは、やはり税制が会社制度と一体化しなければ、私は、会社制度、法人組織の制度は生きないと思ひます、はつきり申し上げて。

そこでちよつと、是非財務省の方にお聞きした

いんですけれども、このSコーポレーションの特徴は何かと申しますと、これは税法で規定されているんですね、Sコーポレーションというのは、税法で。会社法じゃありません。そのような状況で、財務省としてそういう会社形態をどのように考えるかと。私は是非とも、法務省と経済産業省、そして財務省、三省庁が連携して、そもそもの会社の在り方、会社形態の在り方を議論していただきたいと思ひますが、財務省、いかがでございますか。

○政府参考人(加藤治彦君) これは私も、税の立場だけでなく、やはり経済活動の事業体としての在り方、それをきちつと議論していく。それは、私も政府の中の一員として、それに対してどういう課税が適切なものかということについて真摯に議論をさせていただいております。やはり、午前中もちよつとお答えしましたが、事業活動のフレキシビリティの問題と権利義務の帰属主体としての事業主体の在り方の問題とやはりきちつと整理して議論していく必要があると思ひます。

我々もそういう意味では、いろいろな事業体ができることによつて、その中で課税の方式がそれぞれの事業体の特性に応じて変化していく、変わつていくということについては否定するものではないと思ひます。現にいろいろな課税の方式が事業体の中身によつてあるわけですので、そういう観点からはきちつと議論に参加させていただきたいと思ひます。

○藤末健三君 二つございませう。

一つは、やはり税上のいろんな技術的な問題はあると思ひますけれども、恐らく大事なことは、やはり起業がどんどんされて経済が活性化して税収を上げることがすごく大事だと思ひます。よ、財務省の立場とされて、是非とも起業が促進されるという観点から議論に参加していただきたいと思ひます。そしてまた、今回、LLCの法案が議論される中で、税制はまだ決まてませんよということ是非ないようにしていただきたい

んですけど、これにつきまして財務省の方に答えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(加藤治彦君) 起業の問題につきましては、その政策的意義の重要性ということとは十分承知しております。したがいまして、ベンチャー税制とかエンジェル税制等、一般の税制以外に政策的な配慮もさせていただいております。その延長線上でまた議論が行われるということも否定するものではございません。

ただ、もう一点、今御議論になつているLLPの課税につきましては、これは元々民法法人の一定の特例ということなので、私もとしては基本的に組合課税ということで認識しております。

LLCについては、まだこれきちつと完全な結論を得ていくわけではございませんので、これについてははしかるべき実施までにきちつとした対応をしたいと思ひます。

○藤末健三君 もう一度御質問申し上げます。

今後は会社の形態を議論する際に、税制が決まてないということはどういう二度とないようになつていただきたいんですが、いかがでございますか。

○政府参考人(加藤治彦君) 将来のことについてはすべてここであれをするわけにはいきませんが、基本的にはやはり会社法、会社、新しい形態の法制が施行される段階までには必ず決まていなければならぬというふうには考えております。ただ、そのプロセスにおいて、どういうプロセスでこの議論が進むかちよつと分かりませんので、今の段階ではそれ以上のお答えは差し控させていただきます。

○藤末健三君 大臣、よろしいですか、ちよつと突然お聞きしまして。

是非とも、私、お願いしたいのは、税法、税務的な本当に枠組みが決まらないまま、会社の手続だけが決まるということは僕はないと思ひます。よ、アメリカの事例をわざわざ持ってきたのは、それを言いたくて持ってきたんです。ですから、是非とも、産業の活性化のためにどのような会社組

織形態の在り方が必要かということを議論していただき、そのとき必ず財務省さんも入つていただき、本当に税的にどういう位置付けを置くかということも含めて議論していただきたいと思ひます。是非大臣にちよつとお答えいただけませんか、よろしいでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 税というのは抑制的にもなりましてインセンティブにもなりますから、この御審議いただいている法案は、企業の活発な活動に資するというふうを考えておりますので、もちろん財務省と私も立場は違ひますけれども、そういう資する方向で税務当局も検討していただければ有り難いと思ひます。

○藤末健三君 是非お願いいたします。

このやつぱりアラウエア州などを見ていると、税法、会社法が一体で議論され、そして新しい会社を、組織を生み出すということに相当頑張つてやつておられますので、このLLP、LLCというのは僕はまず一歩だと思ひます。次の一歩、また次の一歩は是非とも、財務省の方々ばかりでなく余り前向きじゃないような言葉はだいていますんで、経済産業省、そして法務省の方々が連携して是非進めていただきたいと思ひます。やはり税制が変わらなければ起業もなかなかやりにくいというのが現状だと思ひますので、財務省の方もそこをきちんと考えていただき、経済を進展させ、そして税収を上げるような発想を持つていただければと思ひます。

続きまして、直嶋議員からも話がありました、会計士がLLPを使えないという話について私も御質問したいと思ひます。

午前中に深い議論がございましたが、私がちよつと申し上げたいのは、例えば会計士がLLPを使うとどうなるかということで、投資家の保護ができなくなるようなことをおっしゃつていまして、その中でちよつと不思議に思ひますのは、例えばアメリカでLLPが起きたのは一九九一年です。これ何が起きたかと申しますと、セー

ピングス・アンド・ローンという金融機関が破綻をした。それで訴訟が起きまして、会計士が、事務所がつぶれまくったんですよ。それじゃまずいということでは有限責任というのを導入しましたし、イギリスにおきましてもLLPはそもそも会計士の責任を有限化するために導入したものでございまして、是非とも、投資家の保護も分かるんですけど、有限責任にしたから投資家を保護できないということでは僕はないと思いますんで、是非とも、金融庁の方に聞きましていいんですが、会計士にLLPの導入を検討していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○政府参考人(中江公人君) 監査法人の組織形態としてLLPを導入すべきであるとの御指摘につきまして、金融庁といたしましても重要な検討課題であるというふうに認識をしている次第でございます。

委員御指摘のように、アメリカなどにおきまして、監査法人においてLLPの組織形態が導入されているという事実も承知をしているところでございます。監査法人の非常に日本においても大規模化が進んで、今のような組織形態でいいのかどうかということについてはいろんな御議論があらうかと思えます。他方で、昨今のいろんなデスクロージャーをめぐる問題にかんがみまして、監査法人に対する責任というものが厳しく問われているという状況にあると思えます。

いずれにしても、この点につきましては、午前中にもちよつと申し上げましたけれども、監査法人の責任を軽減するという点につきましては、他方で投資家にも影響を与える話でございまして、投資家の保護を図るための措置も併せて幅広い検討を行っていきたいというふうに考えている次第でございます。

○藤末健三君 投資家の保護、投資家の保護というふうにおっしゃっていますけど、投資家の保護とまず公認会計士を無限責任にしていることと僕は余り関係ないと思うんですよ、はっきり申し上げて。恐らく、投資家の保護ができなきゃ有限責任

任できないということをおっしゃっていたら、ずっとできないことになるんじゃないかと思うんですけど、いつまでにどういう議論をされる御予定なんですか、教えてください。

○政府参考人(中江公人君) 監査法人の責任を限定することによりまして、監査法人の損害賠償の能力に非常に限りがある場合には、その有限責任、社員の有限責任を導入した場合には、結果として投資家にいろいろ影響が出てくるということでございます。そのためには、例えば監査法人の支払能力の向上ですとかあるいは監査法人のデスクロージャーの強化の問題、こういった点につきまして検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

公認会計士協会等の意見も伺いながら、この点につきましては、私ども、重要な課題だということに認識しておりますので、真摯に検討していきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 本日に真摯に検討いただきました。私が、投資家の保護ということをおっしゃるならば、逆に公認会計士のきちんとした責任を位置付けて、結局何がアメリカで起きたかと申しますと、訴訟があり、会社がつぶれて、監査制度が動かなくなつたんですよ、あれ、実は。それでLLPなんですよ。だから、くどく申し上げて本日に申し訳ないですけど、投資家の保護という観点であればLLPにして、有限責任にしてきちんと監査が行われる安定性を保つべきだと思うんですけど、最後にこれちよつと質問しますけど、いかがですか。私は、私の意見ですけれども、私の方が正しいと思います。これは、お願いします。

○政府参考人(中江公人君) 昨今のデスクロージャーをめぐる問題にかんがみまして、監査法人、公認会計士に対する責任というものが厳しく問われている状況にあるかと思えます。この点につきましては、いろんな角度から監査法人の基本的には質の向上を図っていくための施策というものが必要であらうかと思えます。これにつきまして

は、金融庁といたしましても、例えば公認会計士・監査審査会というものを充実させることによりまして、公認会計士の監査の質の向上を図っていくというような施策を講じているところでございます。

今先生御指摘の、このLLPを導入することによってその監査人の、何というんでしょうか、質の向上を図るといいますか、ということとは必ずしも直接には結び付かないんじゃないかなというふうに考えている次第でございまして、やはり有限責任を導入することによって監査法人の責任を軽減するという点になりますと……

○藤末健三君 軽減じゃないですよ。

○政府参考人(中江公人君) 繰り返しになりますけれども、やはり投資家にも影響出てきますので、その点についての留意が必要ではないかというふうに考えている次第でございまして……

○藤末健三君 話をしてもなかなか進歩しないんですけれども、有限責任と投資家保護というのは私は一体化しないと思えますし、何を申し上げたいかという、今、司法改革などがあり、どんな株主が訴訟して巨額の賠償命令が出たときに、実際につぶれてからでは遅いと思うんですよ。まだ問題が出ていないからいいですけど、本日に無限責任を負わされて、一人が百億、二百億払いなさいよという話になって、何も活動できませんという話になったときはどうするかという話が僕に出ていると思えますよ、このまま行くと。それがあってアメリカではLLPが導入されたんですから。

僕は、LLP、公認会計士制度にLLPを導入してくださいということを申し上げているんじゃないかと、有限責任にするような形にしないと会計監査法人自体が安定しないんじゃないかと私は思っております。もうこれ以上質問しません。ただ、ちよつと、早く検討してください。是非ともお願いします。

次に御質問申し上げたいのは、これは直嶋委員からも午前中質問ございましたけれども、LLPの

解散時に恐らく非常に大きな問題となると想定されますのは、特許などの知的財産権の扱いになると思えます。

解散したときにこの権利が、例えば午前中は共同出願しますという話になっていきますけれど、共同出願したまままだ解散して権利者がもう各者ばらばらになつちゃうと執行できなくなつてしまふということになりかねない。そのような解散時を想定した契約のモデルが必要だと考えますけれど、そのようなモデル契約などを作る御予定はあるかどうかを経済産業省にお聞きしたいと思います。お願いします。

○政府参考人(寺坂信昭君) LLPが開発いたしました知的財産権、これ組合員共有といいますが、いわゆる共有、そういう組合財産となるわけでございます。その上で、その知的財産権から得られます利益をどう配分し、それからLLPの例えば解散後にその知的財産権をだれにどう帰属させるか、そういったことにつきましては、組合員同士がその持分比率などに応じて取り決めることになるかと考えてございます。

御指摘のように、知的財産権の帰属をめぐつてのトラブルにつきましては、やはり組合員の間で事前にその知的財産権の帰属に関する取決めを行つておくと、そういう手当てをしておくことが無用なトラブルを回避することができると考えてございます。

したがいまして、これからLLP法案成立立していただきますと、その後、施行に当たりましては、そのLLPのモデル契約書を作成いたします。その中で、今申し上げましたようなその知的財産権の帰属に関する取決めの締結に関しまして、そのモデル契約書の中で取決めのしていくというようにことを慫慂したいと考えているところでございます。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思えます。また、私はちよつと、LLPが実際に設立したときに問題となるんじゃないかということを一つ思っていますのが、やはり法人格がございませ

ので雇用契約などについていろいろと不都合が出るんじゃないかと考えております。特に、雇用契約で事業組合と同じだというふうなお答えが午前中ございましたけれど、その点、どのようにお考えかということ、被雇用者の権利をどのように守るかということもどう考えているかということについてちょっとお聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(寺坂信昭君) LLPに関しましては民法組合と同様でございます。業務執行者名義で契約を行うことができますので、雇用契約を締結することによって従業員の方を雇うということとは可能と考えてございます。また、その雇用契約を締結いたしました従業員の方につきましては、そのLLPの業務執行者名義で、例えば労働保険とかあるいは社会保険とか、そういったものの手続をすることが可能でございます。

LLP制度の施行に当たりましては、このような雇用関係の手續に関しまして、雇用者側、被雇用者側ともにその周知を図りたいと考えているところでございます。

○藤末健三君 是非やっていただきたいと思いますが、ただ、一つちょっと追加の御質問なんですけれども、民法上の組合ですと無限責任ですので、被雇用者も雇う方に対して責任を問いやすいじゃないですか。今回有限責任になったことに伴いまして、何か雇用者に対して与える影響というのは想定されていませんか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 雇用契約の効果そのものにしましては、全組合員といえますか、先ほど申し上げました代表といえますか、業務執行者名義の方ということじゃなくて、雇用契約の効果そのものは全組合員に帰属することになると思っております。特にこれによって雇用者の方に大きなマイナスの効果が生じるとは考えておりません。

○藤末健三君 いや、是非、被雇用者の方にマイナスの影響がないようにやっていただきたいと思

います。私のちょっと調べた範囲でごく狭いんですけれど、民法上の組合で雇用をするという形態も何かできるというふうにお聞きして、その場合、やはり無限責任か有限責任かということ、これは被雇用者の方に影響を及ぼすんじゃないかと私は考えておりますので、是非とも被雇用者にもこのLLPの位置付けをきちんとお伝えしていただければと思います。

以上、法人組織の形態等について御質問申し上げます。次に、LLPの活用環境整備ということについてお話をさせていただきたいと思

います。今回、午前中も議論がございましたけど、LLPにつきましては法人格がないというのが非常に大きな問題ではないかと私も思っております。例えば融資制度とか、あと、何かで法人格がないから融資されないとか、そうしますと信用保証制度などをつくって、これ、LLPを進めたりしな

きやいけないんじゃないかと、また、政府の予算なども、補助金などもこのLLPは受けられないような話になるんじゃないかということを心配しております。このLLPの支援用どのような政策的な手当てを考えておられるかということについて教えていただけないでしょうか。お願いいたします。

○大臣政務官(平田耕一君) 御指摘のように、法人格がないので政府系の融資あるいは保証を活用はできないわけでございます。これは今後は是非検討しなければならぬわけですが、基本的

にこのLLPの特色として、損益の分配という点で同等とした場合に、じゃ大企業と中小企業というの、じゃその資金調達、LLP自体が融資を受けるということになれば、往々、利益配分ということもならないように、それはしっかり中小企業は中小企業なりの資格で融資の責任を持つような、そういうことはしっかりかんがみて検討をしていきたいなと、このように思っているところであります。

あと、これも御指摘のとおりでございます、

様々な政策上の支援ですね。これも、今のところ、基本的には構成員としての支援を受けてLLPを利すると、こういうことになってまいりますので、その点につきましても融資等と同じように鋭意検討してまいりたいというふうに思っております。

○藤末健三君 例えば、研究開発などでこのLLPを使うようにしようということを書いておられましたけれど、事例として。その政府の研究開発予算などをLLPに出すことを可能にするということはお考えおられるんですか。

○大臣政務官(平田耕一君) 具体例もあるかと思っております。研究開発予算の補助金や委託費等はLLPで使えるのではないかなというふうには考えております。あと、さらに、様々なことについては、具体的にまだ未整備のところは至急検討していきたいと、こういうところでございます。

○藤末健三君 是非とも、政府の研究開発予算とか補助金などをLLPが受けられるように是非とも制度の充実をお願いしたいと思います。

そしてまた、追加の御質問でございますが、LLPに対する、法人格がないということで恐らく金融機関などがお金を融資したくないというふうな状況が生じるんじゃないかと思いますが、そういうLLPに対する信用保証、民間金融機関からお金を借りるときの信用保証などを検討はされておられないでしょうか、いかがでございますか。お願いします。

○大臣政務官(平田耕一君) 保証協会のことでですね。

○藤末健三君 はい。

○大臣政務官(平田耕一君) 先ほど、含めてお答えをしたつもりでございましたが、そのことも、ただいまは構成員等の資格でということでございますので、これも鋭意検討してまいりたいと思

います。

ますし、あとまたカナダですと、専門家のLLPなどにこの信用保険、何かあったときの保険を義務化しているところもございまして、是非信用保険みたいなものを含めて御検討いただければと思います。

これ、次にちょっと金融庁の方にお聞きしたいんですが、このLLPができたわけでございますけれども、恐らく、私が聞いている範囲ですと法人格がないということでございまして、なかなかその融資などのファイナンスが進まないとは思いますが、今、金融庁の方でプロジェクトファイナンスを進めるということで動いておられるわけでございますけれども、そういう、このようなLLPに対する、プロジェクトに対するファイナンス、担保主義から脱却したファイナンスみたいなことはどのような対応を取られているのか、お教えいただけますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(鈴木勝康君) 担保主義からの脱却ということでの御尋ねだと思います。

もとより、金融機関が個々の融資案件におきましてどのような融資手法を用いるかということは、債務者との交渉等を通じて自らの経営判断により決定するものですけれども、今御指摘いただきましたプロジェクトファイナンスのような手法でございますが、これは、中小企業金融の円滑化等の観点から、特に担保に過度に依存しない融資の一環としまして、その促進がやはり金融庁といたしましても重要な課題であると認識いたしております。

政策的な対応というのか、具体的な対応としましては、時期に応じまして、例えば中小企業の金融の円滑化に関する意見交換会等、年末、年度末に行っておりますが、これにおきましても担保・保証に過度に依存しない融資の促進を要請しておりますし、今御指摘いただきましたように、昨年の末に策定いたしました金融改革プログラム、これにおきましても、「不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充」を挙げております。

そして、中小・地域の金融機関に対しましては、三月の末に策定いたしました地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム、これにおきまして、具体的な取組事例の一つとして、「プロジェクトファイナンス等の融資手法への取組み」ということを文言として明示いたしておきまして、こういった業界団体に対しましてプロジェクトファイナンスを始めとする中小企業の資金調達手法の多様化に向けた取組、これを促進していただくように要請しております。

金融庁といたしましては、今後とも各金融機関がこうした要請を受けて、プロジェクトファイナンス等による資金調達手法の多様化とか、今御指摘いただきました担保・保証に過度に依存しない融資の推進、これを図っていくことを期待しております。

○藤末健三君 様々なこういうアクションプログラム等で、金融庁様の方がプロジェクトファイナンスなどを項目として書いておられるのは存じ上げていますけど、具体的に、例えばプロジェクトファイナンスをするときに、そのプロジェクトの価値をどう評価するかとか、あと、担保、担保とか、回収手段をどうするかというように、いろいろな新しい技術が必要となると思うんですよ。そういうものを研究されることが普及されることはされないんですか。金融庁にお伺いします。

○政府参考人(鈴木勝康君) 今御指摘いただきましたプロジェクトファイナンス的な融資、これが課題になっているわけでございますけれども、こういった我々が時期に応じた要請を行うにつきましても、業界団体等いろいろな、金融機関としていろいろな研修をいたしていただいて、実務の在り方、そういったものをよく検討していただくということにつきましても触れてございます。

そういった点を総合的に含めまして、いろいろな観点から主体的に各金融機関が取り組んでいただくということをお願いしているわけで、アクションプログラムにおきましてもそういった点を入れています。

でございます。

以上でございます。

○藤末健三君 是非明確にお答えいただきたいんですが、プロジェクトファイナンスなどを行う場合に、やはりある程度新しいこういう知識とか技術が必要だと思ふんですけど、そういうことを開発、御自分で開発されて、金融庁が開発されて普及するということは考えておられないんですか。イエスカノーカでお答えいただければと思います。

○政府参考人(鈴木勝康君) イエスカノーカと言うことはなかなか難しいんですけども、いずれにいたしまして、やはりこういった観点、過度に担保・保証に依存しないということで我々進めたいと思っておりますので、プロジェクトファイナンス的な手法をもって、個々の金融機関の主体的な努力によってそういった融資を行っていただきたいと要請しているわけでございますが、したがって、そういったことを踏まえて各金融機関が主体的に御判断いただいて、そして中小企業金融の一層の円滑化という点で推進されることを期待しているわけでございます。

○藤末健三君 私、失礼なことを申し上げますと、やはりこういうプログラムに、やりますよと一応書いていただけじゃ、僕は進まないと思うんですよ、正直申し上げて。

私は経済産業省にちよつと御質問したいんですけど、経済産業省の方で、このLLPなどに民間の金融が融資をするようなことを促進するため、そういうプロジェクトファイナンスみたいなことを、その技術、やり方みたいなものを研究することを検討していただければと思うんですけど、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPの制度は新しい制度でございますので、そういった努力をしてまいりたいと思ひます。法人格がないという不便なところはございますけれども、民間機関の御理解を得ながら、例えばそのプロジェクトファイナンスのようなものの受皿となるように、将来の課

題として検討してまいりたいと思っております。

○藤末健三君 前向きな回答、ありがとうございます。

続きまして、LLPの環境整備に関しまして、特に中小企業の利用を促進すべきじゃないかと私は考えております。この国会におきまして、中小企業新事業活動促進法という法律、議論させていただいたわけでございますけれども、この中でちよつと一つ気になりますのは、この法律がLLPに対する支援が十分ではないんじゃないかと。

例えば、いろんな補助金にしてもそうですけれども、支援制度が法人格を持った企業だけを対象にしているんじゃないかと見受けられるんですが、そういう中小企業新事業活動促進法におけるLLPの支援というのはどういふふうにお考えかということをお聞かせ願ひいたします。

○政府参考人(西村雅夫君) LLPにつきましては、中小企業の連携により共同事業にも大いに活用していただける制度であると考えているところでございます。LLPを活用して中小企業が連携事業を行う場合につきましても、その構成員たる中小企業が、中小企業新事業活動促進法の支援対象といたしまして、補助金、融資、税制などの支援措置を受けることができることとなっております。こういったしました支援措置法によりまして、中小企業の連携共同事業を推進していくことを支援してまいりたいと考えている次第でございます。

○藤末健三君 ただ、私はこの中小企業新事業活動促進法を審議していただいたんですけれども、LLPということを示明的に考えておられませんか。いかがでございますか。

○政府参考人(西村雅夫君) 新事業活動促進法、中小企業新事業活動促進法の支援対象といたしましては、LLPを直接その支援対象としているわけではございませんで、認定等の対象は中小企業者でございますので、法人又は個人となっておりますのでございます。

○藤末健三君 法改正は大変だと思ふので、これ

以上は申し上げませんけれども、是非ともこのLLPも、LLPが中小企業の活動を促進するということをおっしゃるのであれば、是非とも中小企業の法的な枠組みの中でもLLPをある程度位置付けていただきたいと思ひますし、また、法律変更の大変だと思ひますので、制度的に何かこのLLPを支援する中小企業関係の制度を推し進めていただければと思ひますので、よろしく願ひいたします。

次に、具体的な活用例ということについてお話をさせていただきますと思ひます。

幾つかの活用例が、LLPの活用例が挙げられているわけですが、特に私が期待していますのが、大企業の技術とか大学の技術をベンチャーなどに持っていくことにこのLLPは使えるんじゃないかということでございます。

ちよつと資料を配っておりますので、この四ページ目、ちよつとごらんになっていただければと思ひます。

これは、日本とアメリカ、ドイツで人材が外に出て新しい会社をつくるというのがどういう形になっているかというのを比較したものでございます。これは大阪府立大学の前田先生の資料でございます。やはり日本は、大学から出た企業、そして、国立研究所として企業からテクノロジを持つた、技術を持ったエンジニアが出て会社をつくるというのが非常に少ないという状況でございます。このようなどころで非常にLLPは活用できるんじゃないかと考えております。

五ページ目に、ちよつと済みません、資料一杯作っちゃいますと、今の大企業に技術が眠っているというのがございます。一つは、いろんな特許が出されているんですけど、そのうち七割が使われていないという状況、休眠特許と言われているんです。また、大企業の中で技術開発をして技術をつくったけれど、それを実際に商品になかったというところが四分の三あるという状況でございます。その大企業がつくった技術はほとんど、六

ページ目にございますけれど、社内に眠らせているんです。全然使われていないと、社会のために、という状況でございます。

こういう状況を考えますと、是非とも大企業などから、スピンオフベンチャーと言いますけれども、大企業から外に出てベンチャーをつくるというのを促進していただきたいと思うんですが、このような大企業からのスピンオフベンチャーにつきまして、このLLPをどのように活用するかということをお考えおられるかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) 寄らば大樹の陰という言葉がありまして、日本は大きな組織に入っている方がなかなかリスクを取ってベンチャーを起さそうとしない。これが日本でベンチャーの育たない一つの理由だと言われております。

委員御指摘の大学、国立研究所あるいは大企業からスピンオフベンチャーという形でベンチャーが出てくるというのが今後期待したいところでございます。LLPは正にそういうところの懸け橋になる組織体ではないかと私も考えております。委員御指摘のとおり、例えば大企業の研究者や研究者グループがスピンオフして独立をし、親会社とともにLLPを設立をして、研究に関しては独立性を保ちながら設備とか管理機能については親会社の資源を利用する、協力を受けると、こんな場合にLLPは活用可能であろうと思っております。

また、休眠特許について御質問がございました。これも同じだと思います。大企業と異業種のベンチャーがともにLLPを立ち上げてまして、大企業が休眠特許をLLPに現物出資をする、ベンチャーが大企業とは異なる視点、異なるビジネスプランでその技術を活用して事業化をしていく、そんな場合にLLPはその受皿となり得る組織だと考えておりまして、こういう分野での活用が進むことを大いに進めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 経済産業省が昔、大学発ベン

チャー、千社でしたつけ百社でしたつけ、千社ですかね、おっしゃっていただいて、(発言する者あり)はい、一万、何か千社とおっしゃっていただいて、実際に千社いくという話をもうお聞きしております。目標を達成すると。ですから、私自身期待しますのは、大企業発ベンチャー一万社とかそういうのをつくっていただいてどんと促進していただければ、この大企業に眠った技術が社会に出てどんと活用されるようになるんじゃないかと思っております。大企業発ベンチャー一万社とこののを打ち上げていただければということをお願ひしたいと思います。

特に、LLPにつきましては、先ほど申し上げましたように、技術開発のために、リスクが高い技術開発をこのLLPで行うということが想定されているわけでございますけれども、アメリカの事例を調べてみますと、半導体製造装置にEUVのLLCというものがあられるわけございまして、インテルとかIBMという非常に大きなコンピュータ関係の企業が集まり半導体製造装置を作つて、正直、私はある方にお聞きしたら、もう技術的には逆転したんじゃないかということを言われているわけございまして、具体的にこのような技術開発のこのLLPの活用のプロジェクトは何か考えておられるんじゃないか。もしよろしければ教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPの活用分野としても一つ期待しておりますのは、先端技術の研究開発について大企業、中小企業がLLPを活用して事業を起こしていくということでござい

ます。委員御指摘のとおり、私どもも、米国のEUVのLLCがインテル、モトローラ等、有力企業の共同の組織として機能したということは私も十分承知をしております。日本国内でも既に私どものところに半導体業界、電気業界あるいはロボットの関係、こういう研究開発を進めている企業からLLPの活用について相談が来ておりますので、こういう分野での活用が進むのではないかと

ふうに期待をいたしております。

○藤末健三君 恐らく、そのとき、先ほども御質問申し上げましたように、法人格がないからお金で直接LLPに出せないというようなことも考え得ると思いますので、是非とも制度の整備をお願いしたいと思いますし、是非とも経済産業省の方でも音頭を取って新しい仕組みの活用を進めていただければと思います。

実際のLLPの使用につきましては、午前中にも御質問ございましたけれども、金融部門での授信などの部門で使われる部分があると思います。午前中に直嶋委員の方からLLPとLPSの使い分けについて御質問がありましたのでここはちよつと割愛させていただきますが、ほかにも、モスキーティンベストメントバンクという形で、まさに直嶋委員からも御指摘がありましたように、ハンズオンで投資をやつて活動するようなものがございますが、金融庁にお聞きしたいんですけれども、金融分野でのこのLLPなどの活用はどう考えておられるか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(中江公人君) 今回の法案におきまして、このLLPにつきましては、他の業法で規制されているものを除きまして組合が行う事業に特段の制約は設けられていないところでございまして、金融分野の活用といたしましてもいろいろ活用が考えられるんじゃないかというふうに考えている次第でございます。

先生今御指摘のアメリカでのモスキーティンバンクのケース、詳細は承知しておりますけれども、例えば株式に投資しながらその投資先の企業価値を高めるために併せてコンサルティングを行うことで、より高い収益をねらうといったようなことも可能であるというふうに考えております。

○藤末健三君 是非とも、金融分野でもこのLLPの活用について研究していただければと思います。

私自身、多分、なかなか枠組みを示すだけで利用は進まないと思いますので、やはりこうい

う新しい仕組みをつくり、そして新しい金融の流れをつくることの方がやはり重要じゃないかと。金融がお金やつぱり血でございまして、産業と経済の、是非お願いしたいと思ひます。

続きまして、農業分野での活用をお考えだというふうに聞いておりますが、どのような活用を考え、そしてまた課題が何かということにつきまして、農水省の方に御回答をお願いいたします。

○政府参考人(宮坂巨君) お答え申し上げます。農業分野におきましては有限責任事業組合の活用方法でございますが、現在御審議中のLLP法の、LLPの特徴といたしましては、先ほど来議論が出ておりますが、有限責任制、それから出資比率と異なる分配を許す等の内部自治原則の徹底、それから構成員課税というのが特徴かというふうに考えております。このようなLLPでございますが、先ほど来委員御指摘のように、ベンチャーと大企業の連携とか、それから産学連携と、そういう創造的な連携共同事業、そういう面で活用の非常に余地、余地という可能性が大いにあるんじゃないかというふうに考えております。

農林水産分野でございますが、実は種苗メーカーとか機械メーカー、技術、ノウハウがございます。こういったところがLLPを組みまして共同で新品種を開発すると。例えば、今ではもう一般化したしました、例えばデコボボンとか、それとかパブリカとか、今では非常に定番になりましたが過去新品種だったわけでございます。こういう新品種を開発とか、それとか、外食とか食品加工業、このこと農業団体が連携をいたしましてLLPを組んで新食品の開発ということ、例えばチキンナゲットとかカニ風味かまぼことか、そういうような新食品を開発をするというふうなことも、やっぱいろいろ考えていただくといいこと、非常にいろいろ活用の可能性があるんじゃないかと。

それからまた、農業本体でございますが、現在、農業の担い手といたしまして農業集落を基礎といたしました組織体、すなわち集落営農という

ものを組織化をしたいということで今運動を進めておりまして、現場では法人税の扱いをめぐるようにして若干混乱があるというふう聞いております。今回、LLPができれば、農業者等が出資をし合つと、それから業務執行の役割分担を行うと、それから農産物の集荷とか加工とか販売分野の事業を行うというようなLLPというのを組織化をしたいという要請がございます。

このような要請にこたえまして、現場での活用を進めていくことが重要であるというふうな考えておりますが、今御指摘の課題ということがございましたが、会計処理等の面で農業者の方々が取り組みやすいような運用上の工夫というもののに対する配慮が必要ではないかというふうな考えております。

以上であります。

○藤末健三君 ありがとうございます。本当に意欲的で前向きな御回答をありがとうございます。会計処理とか申請の手続とか、いろいろ手続について軽減を図るべきだということをお答えいただいたわけですが、経済産業省の方で、そのような農業者の方々又は中小企業の方々などに負担を軽くこのLLPを利用していただくようなこと、算段はお考えなんでしょうか。もしあればお答えいただければと思います。

○政府参考人(北畑隆生君) 農業分野を含めまして、LLPは新しい制度でございますので、分かりやすい解説書を作り、また分野ごとのモデル契約約款、契約のようなものをお示しをいたしまして使いやすい制度にしていきたいと思います。

また、会計制度につきましても、法律上、経済産業省令で会計の基準定めるところになっておりまして、これでもできるだけ分かりやすいものに、それから、でき上がりましたら農業分野の団体も含めましてその普及に努めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非ともお願いいたします。先ほど農水省の方にこれだけ前向きなお答えいただき

ましたので、本当に日本の農業の改革にも資するものだと思いますので、経済産業省の方できちんとした定款、あと会計基準を作っていたいただければと思います。

続きまして、これは文部科学省の方にお聞きしたいんですけれども、私の配付した資料にもございますが、やはり大学からのベンチャー、国立研究所からのベンチャーなど、技術を持った方が外に出てLLPで活動する、そして新しい技術を生み出していくということが必要だと思うんですが、産学連携の分野でこのLLPの活用を進めるべきではないかと思っております。それについてまたお答えをいただきたいと思いますし、同時に、大学の教官がLLPに関与する場合の規則を整備すべきではないかと思っております。

私、実は昨年まで文部科学教官でございまして、大学におりましたので思いますのは、やはりきちんとした、ある程度の基準を作らないと大学は動かないという状況がございまして、是非とも文部科学省の方にきちんとした整備をお願いしたいと思うんですが、文部科学省の方に是非、産学連携でLLPの活用を進めることについてお答えいただければと思います。お願いします。

○政府参考人(清水潔君) お答え申し上げます。LLP制度は、出資者が負う責任を限定的なものとしながら、運営とか利益配分を柔軟に展開し得る新しい仕組みというふうに認識しております。

先生が御指摘ございましたように、産学連携は多種多様なものがございます。例えば、この本制度によりまして大学が共同研究を実施する場合に、得意分野を持つ複数の企業でLLPを設立し円滑な契約の締結あるいは知財の管理を行うとか、正に御指摘がございましたように、大学の研究成果を基にベンチャーとしてLLPを設立することによって研究者に対して出資比率以上の利益を配分することなどが可能になる、このように認識しております。多様な産学官連携の展開が可能になるというふうに思っております。

大学の教員について、どのような関与をするかということにつきまして、例えば昨年、国立大学が法人化したしまして、基本的にそれぞれの職員が身分、取扱い、あるいは兼職、兼業その他についても各大学のそれぞれのポリシーというものを様々な工夫を可能にするように制度を変えておるところでございます。

そういう意味で、私どもは、このLLP制度の趣旨を踏まえつつ、各大学がその教員の関与についても、大学としての利益相反、責務相反という問題も抱えながら主體的な判断、戦略に基づいて積極的に展開していくよう、そういう支援をしていきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 私は大学にいたから申し上げるわけですが、例えば、私が大学にいたときに、ある企業の顧問みたいなことをやろうとしたんですよ。そうすると、申請すると半年間返事が来ないという状況でございまして、やはりある程度明確な基準がなければ、現場の方、動かないと思うんですけれども、各大学にお任せしますじやないと思うんですが、いかがですか、文部科学省の方に聞きしたいんですが。

○政府参考人(清水潔君) 基本的に、各大学として様々な取組が可能になるということが重要なことでありうというふうに思っております。

御案内のように、例えば利益相反、責務相反とか様々な問題の中で、言わばこの法人のこの一年間の中で多少考え方の整備とか混乱があるのも事実でございますし、なかなかまだ熟していないという問題もございまして。

しかしながら、こういう問題に対して各大学として、幾つかの大学はそういう中で共同しながら、こういうモデル、こんなモデル、あんなモデルというような形でいろんな工夫をしております。そういう工夫そのものを支援していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○藤末健三君 各大学の頑張りに任すとかおっしゃっていますけれども、基本的に今どういう状況かという点、独立行政法人化しましたけれど

も、非公務員化しましたけれども、ほとんどの大学の規則は国立大学のときと変わっていないんですよ。そういう状況では僕は進まないと思います。私はちよつと経済産業省に申し上げたいんですけれども、お願いしたいんですけれども、経済産業省の方できちんとした、産学連携においてLLPを使うようなマニュアル、それともガイドラインか何かを作ったいただきたいと思いますが、いかがですか。経済産業省がやってください。

○大臣政務官(平田耕二君) 大変重要な御指摘をいただいております。教授や企業が連携して事業を起こす場合に適した組織ということで、そういう分野では是非御活用いただくように至急考えてまいりたいというふうに思っております。法案成立次第、速やかにそういう準備もし、普及も図ると、こういうことでございます。

それですらうございましょうか。

○藤末健三君 もつとばしつと作っていただくという感じです、正直申し上げて。

具体的に何が起きるかという点、結局、大学において例えば民間企業と、株式会社なんかと組むという点、何となく後ろめたいような感じがするんです。ただ、LLPになると法人格が逆になんていうか、LLPに知識的に協力するんだということをもつと明確に大学の先生に示していただきたいと思ひますし、またもう一つ、やっぱり兼業規定などがまだ整備されてないんです。是非とも経済産業省の方で研究していただいて、きちんとしたそういう兼業規定の枠組み、定款とかを作って産学連携を進めていただければ、まさしくこの起爆剤、もう大学発ベンチャー、また一万社とかできると思ひますので、是非ともやっていたきたいと思ひます。一発でできまうね。

私のお願ひ、本当に、このLLPを使いまして、この資料でも御説明しましたけれども、大学や国立研究所、そして特に企業、技術が眠っておりますので、そういうものがきちんと事業化され、そして経済、産業が興るようには、是非とも大

学発ベンチャー千社はもう一万社にしたいだ
き、そして大企業発ベンチャー、これも十万社ぐ
らいのこをやっていただければと思います。
そしてまた、最後、一つお願いがございますの
は、冒頭に申し上げましたけれども、やはり日本
の産業を振興する上でどうい会社形態が最適か
ということと分析した上、LLPが大事なことは
分かります、本場に。ですから、いろんなメ
ニューがある中で、LLPを今回やります、LL
Cをやります。そして次は、まあ財務省さんが協
力しないかもしれないけれども、税法上もきち
んと見た上で、税の枠組みがあるSコーポレー
ションみたいなものをつくって起業を促進してい
くということと是非大臣にお願いしたいと思いま
すけれども、大臣、済みません、発言機会が少な
くて、是非お答えください。

○国務大臣(中川昭一) 御指摘のとおり、日本
は知恵といましようか、技術、人材で頑張っ
ていかなければいけないんで、そういう意味で、大
学あるいは研究所、藤末議員も経済産業省にいら
したので、優秀な人材のお一人として活躍されて
いたことはもうつとよく私も知っておりますけ
れども、うちにもいろんな研究所がございます
し、そういうものを有機的に活用していく。し
かも、その一つ、一つ、一つがばらばらじゃなく
て、有機的に統合していつて、一つ一つの機能が
二倍になり五倍になり十倍になるような形でやっ
ていくことが、正にこれは政治の世界のリーダー
シップではないかと思ひますので、引き続き御指
導をよろしくお願いします。

○藤末健三君 最後に、本場に是非、中川大臣に
は頑張っていただき、このLLPを使ひましてL
LPベンチャー十萬社計画とかそういうのを是非
作っていただくことを祈念しまして、私の御質問
に、終わらせていただきます。
本場にありがとうございました。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。
それでは、引き続き、このLLP法案について
質問させていただきます。

この法律は、個人又は法人による共同事業を促
進するため、民法組合の特例として有限責任事業
組合、いわゆるLLPをつくらうとするものであ
ります。

私は、この日本経済の現況を踏まえたと、こ
の有限責任事業組合はその期待されるところが非
常に大きいと考えております。つまり、開業率、
廃業率の推移を見ますと、一九八〇年代後半から
企業を新たに起こす人よりも廃業する人の方が多
いという、開業率と廃業率の逆転現象が起こって
いるわけでありまして、日本経済の活性化のため
にはこの開業、いわゆる創業の大幅拡大が今こそ
求められていると考えております。

一方、資本金の特例で起こされた企業がこ
の二年ちよつとの期間で二萬社を超えたと言いま
した。そういう意味では、日本はまだまだ根強い
企業起こしのポテンシャルはあるんだなと。つま
り、起こしやすい組織さえつくればそういう起
業、開業というのは引き金が引かれると、その確
信をされているわけでございます。

欧米では、既に午前中の質疑また今の質疑にも
ありましたように、この株式会社と民法組合の両
方の長所を持ったLLP又は会社形態のLLCが
制度化されておまして、アメリカではもう八十
萬社ですか、十年間で起こされていると。で、英
国ではこの三年間で一萬社という、こういう規模
になっていると聞いているわけでございます。日
本においては、このように経済産業省からLLP
という法案が出されまして、一方LLCの方は会
社法制の中で法務省が提案しているわけでありま
す。

そこで、午前中に小林議員からも御指摘があり
ましたが、このLLPとLLCのよく似た組織の
提案の趣旨について、まず中川大臣にお聞きした
いと思ひます。特に、事業者や起業家にとって、
このようによく似たLLPとLLCの使い分けを
どういうふうに見待しているかについてお答えい
ただければと思ひます。

○国務大臣(中川昭一) 浜田委員にはもう御承

知のことかと思ひますけれども、似ているようで
法律上はちよつと違うということでございますし
て、法人格を持つているか持つていないか、それ
によつて税法上あるいはまたいろんな意味で若干
の違いがあるわけでございますけれども。

いずれにしても、今までの法人形態あるいはま
た法人ではない事業組合としてのいいところを大
いに、先ほども御答弁申し上げましたが、柔軟性
を持つてこれからの新たな活動に資するようにす
るためにこういう制度を経済産業省あるいはまた
法務省、それぞれがやっていくことによつて新し
い形態を活用していただければというふうと思つ
ているところでございます。

○浜田昌良君 ただいまの御答弁で、LLPは法
人格がないというところの、ある意味では長所も
使ひながらというふうな話もあつたんですが、こ
の法人格がないという点は、ある面では短所でも
あるかなと思つておられるわけでございます。

経済産業省の説明によりますと、構成員課税と
いうこの長所を取るために法人格のない形になつ
たとの説明ではあります、法人格がなくても契
約の主体性また組合財産の独立性が確保される
かどうか大きなポイントだと考えております。

そこで、経済産業省に具体的に質問しますが、
LLPが行う特許登録また不動産登録について、
法人格がないことの欠点を補うための検討はどの
ように進められておられるのか。また、関連質問
もありましたが、LLP自体が政府系金融機関の
融資対象になり得るかどうか、この点について確
認のためにまた再度答弁いただければと思ひま
す。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPは、民法組合
の特例制度という形ででき上がつておりますの
で、法人格がございません。したがひまして、L
LPにおきましては、御質問の不動産、特許に関
しては、LLPとしての登記、登録ではなくて、
組合員が組合員全員の合有財産として所有する
と、こういう形になります。

その不便さをできるだけ補正をしたいというこ

とで、本法では幾つかの工夫をしております、
一つは不動産登記の關係でございますけれども、
これは合有であるということとを、区別して登記簿
上合有財産であるというこを表示できるように
法律的手当てをいたしてあります。それから、
知的財産権につきましても、特許庁と相談をいた
しまして、組合員の共同出願による合有というこ
とになるんでありますけれども、特許原簿上はL
LPの組合員の合有財産であるということを表示
できると、こういうふうな定めるといふことにい
たしてあります。こういったことで、法人格のな
い不便さを少しでも解消したいと考えておりま
す。

融資対象となるかということにつきましては、
先ほどから答弁をさせていただいてるところで
ありますけれども、LLPそのものを対象として
政府系金融機関の融資対象とすることは現状では
困難でございますけれども、構成員である組合員
に対して融資をする、こういった形で政府系の
金融機関も含めて融資制度を活用するということ
は可能でございます。

○浜田昌良君 今、丁寧に御答弁いただきました
が、法人格がないにしろ、その欠点をうまく補ひ
ながらいろんな検討が進められているという感じ
がいたします。しかしながら、イギリスやシンガ
ポールではLLP自体が法人格を持つていてとい
う事実もあります。また、我が国においても、先
ほど直嶋議員の質疑でございましたように、SP
C、特定目的会社の損金算入の問題とか、また特
定目的信託などのように法人格を持つものは法人
課税という原則が崩れかけているという実態も
あるわけでありまして。

そういう意味で、こういう工夫によつて、法人
格のないままでいくというだけではないで、ス
ピードが求められるビジネスの社会でありますの
で、やはりこのLLPにおいてもその法人格をね
らっていくということは今後の課題として重要な
ことを考えるわけでございます。

そこで、大臣に是非もう一度お聞きしたいんで

すけれども、今後、LLP制度、本当に利用を拡大していくために、構成員課税でありながらもこの法人格を取得するという点について引き続き検討していくこと、これが重要と考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 確かに浜田委員御指摘のように、これはまあ法案として御審議いただいておりますけれども、スピード感あるいはまた諸外国との比較を考えますと、この法案を成立させていただいた後も、引き続き、時代に合ったふさわしい検討というものは今後も重要になってくるんだらうというふうに考えております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

引き続き、このLLPが広く使われていくためにも検討を続けていただければと思っております。

それでは、次に、このLLPを構成できる対象事業分野について質問移りたいと思いますが、既にこの法案を準備されている過程の中で経済産業省にいろいろなお話が、制度を活用したいというそういう積極的な話が持ち込まれているとお聞きしました。

そこで、今までの答弁の中でも幾つか例示がありました。再度お聞きしますけれども、今後主にどのような分野でこのLLPが活用されていくことが予想されるのか、具体的な事例を挙げてお答えいただければと思います。

○大臣政務官(山本明彦君) 具体的な例を二、三挙げさせていただきます。まず、ハイリスク・ハイリターンだとか、期限を切ったものとか、そしてまた専門的な人を用いて活用する、こんな点が利点だと思えますけれども、そういった点を生かしたいような例がございまして、ちよつと申し上げたいと思いますが、高度サービス産業等で、グラフィックデザインだとかセキュリティだとか、そういった専門性を持った人が集まってくるという点、中小企業の連携でございまして、いわゆる異業種の中小企業が集まった連携

事業だということもあると思えますし、それからいわゆるベンチャー、大手メーカーとベンチャーと一緒にやるというような形、今まではほとんど例がなかったんですけど、大と小が一緒にやるというようなこともメリットがあると思えますし、それから、私はこれが一番いいと思うんですけど、産学連携がありまして、やはり大学の先生とかメーカーと一緒にやりまして、大学の先生の技術を使って、そして配当もある程度余分に出来るというところもあるから、そういった連携が促されると思えますし、それから産業の再編等も考えられるわけでありまして、例えば同一のコンビナート、近くでコンビナートがありまして、その石油精製の整備等が、プラントを二つを一つにして企業を続けていくというようにすることも有効だということも思っておりますし、それからこれも今まで例がなかったんですけど、物流の効率化がございまして、農家と食品加工業、こうした人が物流でうまく連携することによって効果を上げると、こんなことが考えられるところでもあります。

○浜田昌良君 どうもありがとうございます。

例示をたくさん挙げていただきました。イメージがわいてきたわけでございますけれども、その一つの例示に産業の再編という話ございました。石油関係の。

確かに、こういう大企業が設備を共有したりとか、先ほどの質問でも大手の半導体産業が共同研究設備を持つと、そういうのもこのLLPの活用事例として期待されるわけでありまして、そういうしますと工場とか装置などの現物出資がLLPでは組合員の合有となってしまうので、他の組合員に譲渡したという形になるんだと思うんです。つまり、そうしますと、この譲渡益課税が掛かることが想定されるんですが、そこで経済産業省に聞きたいと思うんですが、今後、工場や装置などの現物出資の譲渡益課税については税法上の繰延べなどの検討が必要だと思えますけれども、この点について検討はいかがでしょうか。

か。

○政府参考人(寺坂信昭君) 委員御指摘のとおり、LLPに土地や設備といった現物資産、こういったものを出資する際の課税の取扱いにつきましては、観念的に申し上げますと、組合員間で譲渡が行われるということで、現状におきましてはいわゆる譲渡益課税、そういったものの対象になり得るというふうに理解をしているわけでございます。

ただ、今御指摘のとおりでございます。例えば経済界の方では、そういった課税の対象になるということにつきまして、その課税の繰延べ、そういったものについての工夫ができないのかという点については、実際にどういったニーズという点にしましては、観念的に譲渡が生じておきましても、実態上どういったことになっていくのかとか、あるいは個々の事例、土地や設備というお話がございましたけれども、そういった個別の事情に応じて今後対応していくべきものというふうに考えておるところでございます。

○浜田昌良君 既に、経済産業省にはLLPの活用事例としてそういう設備の共同利用などの事例が持ち込まれているようでございますので、それと併せて、この課税の繰延べ、譲渡益課税の繰延べについて検討を進めていただければと思います。

そして、挙げていただいたいろいろな例示の中で入っていないのが、午前中、先ほど議論もありました、いわゆる弁護士、公認会計士という、こういう士分野でございます。これにつきまして、先ほどの答弁でもございましたように、弁護士法などで無限責任を採用しており、本法律の対象とならない、そういう答弁があったわけでありまして、しかし、イギリスなどではこのLLPの事業分野としては中規模以上の会計士事務所、弁護士事務所等の士業務が多く占められているわけでありまして、さらに、昨年末にまとめられた経済産業省の私的研究会の報告書にも、弁護士、公認会計士についてはLLPの活用を積極的に検討すべきであると記載されているわけであり

ます。

そこで、これちよつとお聞きしたいと思うんですが、これは金融庁にお聞きをしたいと思います。平成年五月の公認会計士法改正時に六項目の附帯決議があったと思うんですが、その中の一つに次のような一節がありました。

監査法人の大規模化の実態等に照らし、今後、民事法制等において、いわゆるリミテッド・パートナーシップ制度の一般化の導入等が図られることとなった場合には、監査法人の組織についても、これに対応した所要の措置を講ずることを検討することというものが二年前の法律改正時の附帯決議に付いていたわけでありまして、

そういう意味では、今回、こういう形でLLP法ができるわけでありまして、何らかの法改正の措置がとられると考えておりますが、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(中江公人君) 浜田先生御指摘のように、国会における附帯決議等を踏まえまして、金融庁といたしまして、その監査法人の組織形態としてLLPを導入すべきであるという点につきましては重要な検討課題であるという認識をしている次第でございます。

今の附帯決議にもございましたように、監査法人の大規模化の実態等に照らしということで、確かに日本においても監査法人の大規模化が進んでおるわけでございます。そういった実態が今の組織形態に照らしてどうかという検討は必要だというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど来申し上げておりますけれども、監査法人の損害賠償請求に対する支払能力の向上の問題ですとか、あるいは監査法人のディスクロージャーの強化と、こういった投資家保護を図るための措置も含めた幅広い検討を十分行っていきたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 是非、附帯決議は立法院の意思で

もでございますので、最大限の尊重していただいて今後の作業をしていただきたいと思ひます。

次に、このLLPの運営について、特にその特性が悪用、濫用されないかについて、質問移りたいと思ひます。

まず、構成員課税についてであります。法人格を有しないLLPにおいては、LLPに対しては課税されず出資者に直接課税されることになりまして、二重課税を回避できるわけでありまして、出資者は所得の通算ができるために、LLPで損失が出た場合、自己の所得をその分少なく計上できるということになるわけで、こういうメリットがあるわけですが。

そこで、経済産業省及び財務省にお聞きしたいと思ひますけれども、まず、LLP制度が税逃れのために悪用されることはないかと、どのような対策を考えているか、これは経済産業省にお聞きしたいと思ひます。

特に、財務省にお聞きしたい点は、特に組合員が外国人の場合、一応一人だけは内国法人と決まっておりますけれども、組合員が外国人の場合が予想されますけれども、そういう場合は源泉徴収を行うなど課税の扱いを変える必要があると思ひますが、この点についていかがでしょうか。

○大臣政務官(山本明彦) 浜田委員心配されるのはごもっともだと思ひます。

租税回避が一番これは心配される内容でありますけれども、こういった点ができなくなるようにということであると思ひます。まず、必ず自分も参加しなければいけないということでありまして、出資だけ出して、例えば飛行機を買ったと、その損料だけである。で、損失を発生して、自分の、構成員の自分の税を免除してもらおうと、こういったようなことはできないようにするというところで、必ず参加しなければいけないという義務が設けられておりますし、そして、不当に債務を免れる目的でLLPを用いるということも禁止をされておるわけでありまして。最後はやはりこれは税務当局であります。

て、最終的には国税当局が追徴課税などの措置をとると、こういった形で防御をする、こういったふうを考えております。

○政府参考人(加藤治彦) お答えいたします。今御指摘のように、非居住者でございますとか外国の法人が組合の構成員になってくる場合の課税につきましては、非常に所得の課税の執行が難しいという面がございます。したがって、私も、今般、十七年度税制改正におきまして、これは、特にこのLLPのみならず、いわゆる組合の課税の適正化ということで、非居住者に対して、従来は非居住者もPEがあれば申告ということをお願いしておたわけですが、やはりなかなかそれだけに頼ることは適正化を期することができないと思ひまして、非居住者の場合は源泉徴収、その損益の分配が、外国人非居住者が行われる場合には源泉徴収をその際行うということとを制度化したもので、それによってかなりこの部分の適正化は図られるのではないかと考えております。

○浜田昌良君 是非、今回の十七年度税制改正の成果を生かしていただいて、いわゆる悪用、濫用がないようにしていただきたいと思ひます。

また、政務官から御答弁いただきましたように、経営にやつぱり参加するというのが基本としてそういう悪用、濫用を防いでいくということだと思ひます。そういう意味では、共同事業制というのは重要だと思ふんですけれども、ただ、業務運営のすべてについてこの全員一致の原則を適用すると経営のスピードが損なわれるという場合もあるわけでもあります。

そこで、経済産業省に、先ほど御答弁もあつたんですが、もう一度確認のためにお答えいただきたいと思ひますけれども、この課税逃れ防止のためにLLPへの運営の関与を出資者に義務付けるというが、その程度はどの程度なのか。先ほど何かモデル約款的なものを作るとか御答弁もあつたような気がしますが、再度御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺坂信昭君) 繰り返してございまして、そのLLP制度は、組合員全員が組合契約に基づきまして、それぞれの個性や能力を生かしながら共通の目的に向かって、主体的にその組合事業に参画するというのが本来の趣旨でございます。まして、こういった使われ方をされるように業務執行への参加の義務付け規定を入れていくわけございまして、これが専ら損失の取り込みのみをねらつた、その租税回避を目的とする行為の防止という効果もあると考えておるところでございます。

それで、それをどういう、どの程度の業務執行を行つていけばよいのかということ、先ほどケース・バイ・ケースというか、主体的に実質的な判断をするということをお願いしたわけでございますけれども、例えばその年度の事業計画を作るとか、あるいは研究開発計画の策定とか等々、いろんな業務執行の項目としてあるわけございまして、これから引き続き、例えばそのモデル契約においてどういったことがこの業務執行への参加というふうにかえられるのかといったようなことにつきまして、実態上の混乱が生じることのないよう、引き続き研究、検討を重ねてまいりたいと思つておるところでございます。

○浜田昌良君 是非、税法に絡む話でもありますが、外形的にはつきり分かる形で、モデル約款作るなりお願いしたいと思ひます。

これに関連いたしまして、業務執行の決定の際の同意の範囲について質問をさせていただきますと思ひます。

これについては、総組合員に同意がどうしても必要となる法第十二条の重要な財産、また多額の借財というのどの程度のものをまず想定しているのか。また、同条二項の総組合員の三分の二以上の同意を必ず必要とする事項というのは、これまたどういふ事項を想定しているのか。できればお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺坂信昭君) 御指摘のとおり、LLP法案第十二条第一項におきまして、その多額

の借財、あるいは重要な財産の処分及び譲受けという、その組合の事業運営に關します重要な意思決定につきましては、その総組合員の同意を要することとしておるわけございまして、これは多額の借金や重要な資産の売却、そういったことは共通の目的の達成に重大な影響を及ぼし得るため、その決定につきましては組合員全員の同意により慎重に意思決定をするという、そういうこととした次第でございます。

他方、同じく十二条の二項におきまして、多額の借財、それから重要な財産のうち、その省令で定めるものにつきましては、その総組合員の同意までは必要としなくて、その決定の要件を組合員の三分の二以上の同意に緩和することができるとしてあります。これは、多額の借財とかあるいは重要な財産に該當するものでも、その共通の目的の達成に与える影響が比較的軽微と考えられるものにつきましては、一方ではその組合事業の機動性あるいは効率性を確保するということも大変重要な観点ございまして、組合契約で特別の定めをすれば三分の二以上の同意に緩和できるというふうにしたものでございまして。

○浜田昌良君 ちよつと今の答弁で分からなかつたんですが、その多額とか重要というのは、各組合員がそれぞれ多額と決めればよいということなんでしょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 多額の借財、あるいは重要な財産というのは、今申し上げましたように、必ず総組合員の同意を要するものと、それから三分の二以上の同意に緩和すると、そういうもののに分けておるところでございますけれども、その具体的な水準をどう考えていくのかということに關しましては、我が国企業の平均的な借入れの水準、これも業種とかあるいは業態、あるいはその業種の規模とか、そういったものによつて様々な形があり得るかと思つてございまして、そういったいろいろな事項を勘案した上で規定をしたいというふうにかえておるところでございます。

○浜田昌良君 そういう意味では、法運用としては課税逃れの防止とスピード感のある経営といえますか、その二つが重要だと思っております。ただそこが、組合員が迷わないように、是非、この業種であればこれ以上は三分の二、これ以上は全員だとかというのがはつきり分る形で、是非マニュアルの整備なりガイドラインの整備をお願いしたいと思います。

次に、有限責任制が悪用されないかについての質問に移りたいと思います。

無限責任の場合は、会社債権者には限度なく社員の責任の追及ができるため、法律による債権者保護規定は特段必要とされませんが、有限責任の場合は、組合財産が債権回収のよりどころとなるため、財務関係資料の開示など一定の債権者保護規定が必要となるわけです。

そこで、経済産業省に質問しますが、有限責任制を採用する前提として、債権者保護策としてどのような仕組みをこの法律上設けているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(北畑隆生君) 委員御指摘のとおり、LLP制度は全組合員に有限責任制を導入いたしますので、他方で債権者保護への配慮が重要であると考へております。この法案では、債権者を保護するための措置として幾つかの規定を設けております。

具体的に申し上げますと、取引相手方の予見可能性を高めるために、組合契約の登記の義務付け、これは法律上、法律の五十七条でございます。それから、財務データの開示ということでございまして、様々な規定を設けているところでございます。

二つ目には、組合財産を確保するために、組合設立時における出資の全額払込みの義務付けと債務超過時の分配の禁止、これをそれぞれ法律上規定を設けまして規制をいたしておりますところでございます。

こうした措置によりまして、債権者保護に配慮をしていくということで法案を用意したところで

ございます。

○浜田昌良君 是非、そういう規定を活用していただいて、債権者保護の策を取っていただきたいと思ひます。

ただ、この有限責任事業組合は、今般、この法律が通っても、我が国では全く新しい組織でありますので、当初は信用力不足から金融を含めいろんな壁にぶつかるといふことも予想されるかもしれません。政府としても、是非、日本経済に速やかに受け入れられるように環境整備がやっぱり重要だと思っております。

例えば、先日、中小企業は金融機関への融資申込みをするに對して、個人保証が求められる例が八割であるといふことを例に挙げましたが、LLPにおいても、このような日本の商慣行から、契約主体としてのLLP以外に、別途、個々の構成員たる個人に個人保証や担保が取ることになつてしまつては、せっかく有限責任といふこの法律を作つた趣旨も損なわれてしまふんじゃないかと心配するところでもあります。

そこで、お聞きしたいと思ひますが、この法制度上有限責任であつたとしても、中小企業金融の商慣行などから組合の構成員に個人保証を取るようなことが危惧される中、経済産業省の対応はいかがでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○大臣政務官(山本明彦君) 浜田委員おっしゃるとおりでありまして、これは構成員メンバーの方に保証義務が回つてくるわけでありまして、保証は、これは第三者保証と本人保証と両方あるといふふうに思ひますけれども、第三者保証につきましては、中小金融公庫、そして商工中金については、原則的には第三者保証は取つておりません。

しかし、本人保証も取らないといふことになりましてやはり、特に民間金融機関におきましてはそうでありまふけれども、やはりお金つていふのは貸しにくくなるわけでありまして、そうするとかえつてお金が借りにくくなつてくるという貸し渋りの方に走つてしまふ可能性もあるわけであり

まして、担保は別にいたしまして、やはり本人保証といふのはどうしてもないといふ借りにくいといふことが出てくるといふふうになっております。

これは、私の個人的な考え方ではあるかも知れませんが、やはり経営者といふのは自分自身で責任を取つて初めてこれは仕事ができると思つていふことで、責任は取らない、保証も自分ではない、仕事だけは、やりたいことだけはやる、責任は取れませんよと、これではやはり経営者として私はいかなるものかなと。それだけのやはりしっかりと責任を取ることが経営者としての私は自覚だと思ひますので、そんな意味もありまして、本人保証といふものは、恐らく貸す側にとつてもなかなか本人保証をなくすることは難しいと思ひますし、借る側にとつても私はある程度は保証すべきだと、私はそのように考へております。

○浜田昌良君 今、御答弁で、第三者保証については取らない方向だけれども個人保証はあるかもしれないといふ御答弁だったんですが、そうしますと、せっかく有限責任組合で出資限度額までの有限だと言ひながらも、個人保証が残りますと、それ以上、その有限を超えて、限度を超えて保証するといふことは想定されるということなんではないか。

○大臣政務官(山本明彦君) 私はそういったことだといふふうに思つております。

○浜田昌良君 もしそうであれば、ちよつと大臣にお聞きしたいんですが、有限責任組合として、いわゆる構成員は出資の限度において責任を負うんだといふ法律でありながらも、こういう中小企業金融を受けた場合には、例外的にそれを限度を超えて責任を負わなきゃいけないといふのは、この法制度の趣旨として合うんでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) このLLPはあくまでも出資の限度を上限として責任を負うといふことでございまして、それと、今、山本政務官が企業として、企業といふか、これは法人じゃないか

ら、お金を借りる、あるいは保証をするということとは別の次元の話だろうといふふうになっておりますが、ちよつと法律的な面での問題、答えてください。

○政府参考人(北畑隆生君) 通常の取引関係で様々な債務をLLPが負つたとき、これは組合員の合有債務といふことになります。その部分については大臣から答弁させていただいたとおりでございます。有限責任でございます。

ただ、融資を受ける際に別途保証を出すということになれば、その保証契約の範囲内では必ず有限責任で遮断をするといふことはないといふことでございまして、それはLLP法の性格とは別問題かと考へております。

○浜田昌良君 確かにLLPで新しい制度なんです少し分りにくい点もありますので、是非その辺はこれからそういうベンチャーで参加される方々に正しく理解されるように丁寧な説明をお願いしたいと思ひます。

新しい制度なんで環境整備をお願いしたいんですが、一つその一環として提案があるんですが、それはこのLLPのインターネットのドメイン名、よく.comとか.orgとかありますよね。これについてなんです、ある方からちよつと聞いたんですが、このLLPについては株式会社じゃないんですから.comが使えないと。ところが、日本のビジネスの世界では電子取引がどんどん増えていまして、.co.jpだと割と株式会社といふか、ビジネスとしての認知度が高まると。どうしても.comだと財団法人、社団法人みたいで無駄遣ひみたいに見えてしまふと。それで、是非これについては.comのドメイン名が取れるように関係機関に働き掛けをしていただきたいと思ひますが、これはいかがでしょうか。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPにつきましても、ドメインネームの属性になるのかということについては現在決まつておりません。大変貴

重な御指摘をいただいたと思っております。

この管理につきましては、民間のJPRS、日本レジストリサービスというところが管理をしておりまして、政府で決められるというものではないです。政府で決められるというものはございませんで、私どもといたしましては、LLPの持つ法的な性質をよく説明をし、適切な措置がされるよう努力をしまいたいと考えております。

○浜田昌良君 是非、この制度の趣旨を説明していただいて、実際、ベンチャーの方でそういう危惧を持っている方もおられますので、その方を代弁してお願いしたいと思います。そういう意味では、こういう、小さなことかもしれないが、こういう積み重ねがLLPを、この世の中、日本の世の中に浸透させていくための重要なことかなと思っております。

このLLPをより浸透させて、より大きく生んでいく、育てていく、それが求められているのかなと思うんですが、冒頭言いましたように、今は日本では開業率が廃業率よりも下回っている。これ企業数でいいますと、二〇〇一年現在で年間四万六千社が開業されていて、廃業する企業が六万八千社なんです。大体二万二千社ぐらいが下回っている。そういう意味では、先ほど十萬社計画という話もありましたが、年間二萬社ぐらいこのLLPをつくっていただくと、この開業率と廃業率の逆転が収まるんじゃないかな。別にそれは過大な数字じゃないと思うんですよ。なぜかならば、アメリカは十年間で八十万社でできたんです。ということは、一年間で八萬社できているということなんです。GNPで割っても、半分としても四萬社できてもおかしくない。それは、そうはいきませんけれども、是非このLLP法案を通していただいて、年間二萬社ぐらいのLLPがどんどん出ていくというように取り組んでいただきたいと思います。その決意を最後に中川大臣にお聞きしまして、私の質問を終えたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 正に日本経済の活力と

いうのは、やる気のある人が文字どおり企業を起したい、仕事をしたい、そして夢をかなえたいということでございますから、そういう面では是非後押しをいろいろしたいというふうな思っております。その一つが例の最低資本金の特例措置でございますし、また会社法の現代化、今御審議をいただいておりますけれども、同時にこのLLP、あるいはまた法務委員会の方で御審議いただいているLLC、これを複合的にバックアップしてやっていくようにして、とにかく意欲を持った人が少しでも業を起せるようにするための後押しをしていきたいと思っておりますので、浜田委員の御指摘のとおり、頑張っていきたいと思っております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

有限責任事業組合契約に関する法律案の審査のため、本日の委員会に法務大臣官房司法法制部長倉吉敬君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○鈴木陽悦君 鈴木陽悦でございます。

しばらくの間、独禁法の審議を行っておりますので、中川大臣からは久しぶりにお話を伺えるものと非常に楽しくしております。

そこで、午前中の質問に立たました直嶋委員は後日に譲ると申しましたが、あえて今般の日中首脳会談の結果につきまして、どうも中川大臣はどこかの機会にお話ししたいというふうに私は表情見受けられましたので、是非ここで伺いたいと思います。

首脳会談では、日中友好を確認しまして、今後、友好関係の改善に向けた対話を継続していくということと合意をしております。これには経済

界からも会談の開催を歓迎するコメント出ておりますが、今回の首脳会談について、大臣はどのように評価をされているのか、その辺から伺います。お願いします。

○国務大臣(中川昭一君) 日中友好はとても大事なことでございますので、お互いに互恵平等、相互依存で、譲るところは譲って、そして率直に話し合っていくことが隣国としての大事なことでないかというふうに考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

私も、日中友好、これからも着実に歩んでいかれることを望みたいと思います。大臣は独禁法の審議中はテレビでいろいろとお忙しかったと思います。御苦労さまでございました。

さあ、それではLLP、日本版のLLP法案について伺いたいと思います。

この制度がビジネスチャンスを広げて経済活動が活発に行われるために整備、創設されるものと理解をしておりますけれども、これまでの皆様の質問からは、使い勝手が良いと思われる反面、今後の検討課題もかなりあるという感じがいたしました。今回の提案は、Nリポート、新産業創造戦略の百五ページによりまして、先端的な技術を有する企業群がそれぞれの専門性を出し合い共同で研究開発を行うための最適な組織制度として、LLC等の多様な組織制度の導入を検討する、このようにつづられておりますけれども、このLLPは、この文面に出てくる「LLC等」、このなどの部分のことかなと思っております。

初めに、大臣に、新産業創造戦略におけますLLPの位置付け、そして同時に審議されているLLCに先行して実施しようとしている理由です。ね。それから、LLCだけでは対応し切れないニーズにこたえることを目的にLLPを整備されるという説明を受けておりますけれども、なおさらのこと、分かりやすく、使い勝手がいいものにするためには同時に整備されていいんではないかなと考えますが、この辺についていかがでございますでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 新産業創造戦略というのは、先ほど浜田委員の御質問にもちょっとお答えいたしましたけれども、企業の活力というものが非常に大事である、その新産業創造戦略、大変お読みいただいて恐縮でございますが、要は人だということに尽きるんだらうと思っております。企業は人なりということ。

そういう意味で、意欲のある人たちが大いに意欲を持って、そしてまた資金、技術あるいはまたネットワーク、販売を最大限生かせるようにしていくための、お役に立てるようなためにどういうふうにしていったらいいかということで、先ほど申し上げましたように、最低資本金制度の撤廃でありますとか、あるいはまたLLP、LLC等々でより柔軟に業を起せるというための一つの大きなお役に立てばいいなということでこの法案を御審議いただき、柔軟性、スピード感を持ってこういう制度を大いに活用をしていただきたいという趣旨で御審議をいただいております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

この柔軟という言葉は、非常にこの新しい法案の今後の成り行きを左右するものだと思いますので、いろんな形でその柔軟性というのを生かしていただきたいと思います。

次にこのLLP制度ですが、特に産学連携やベンチャー起業の、起こす方ですね、起業、起こす方などの、研究会で報告されているようです。

最近では、若い起業家の皆さんも次々に出現しております。若い世代ならではのベンチャービジネスも花開いておりますけれども、このLLP制度の導入には、どういった分野で、またどのくらい企業が利用する見込みか。スタートしてみなきや分からないという部分がかなりあると思うんですが、あらかじめ、ある程度想定した部分というのはあるんでしょうか。それから、経済効果の見込み、当面の目標等ありましたらお示しください。

○政府参考人(北畑隆生君) 先ほど大臣から答弁があったとおりでございます。新産業創造戦略の中で、創業、起業、ベンチャー育成、それからもう一つが研究開発の促進、これが大きな目玉でございます。そのための組織としてLLPが大きな役割を果たしていくものと私も考えております。やはり人の能力を活用する、柔軟で小回りの利く組織として、LLPはこういう分野で活躍していくんだろうと思います。

業種的には、あらゆる業種で利用できるものと考えております。形態としては、中小企業同士の連携、ベンチャーと大企業の連携あるいは大企業同士の連携、異業種間における共同研究開発、産学連携、それからIT技術者のような専門人材が行う共同事業、こういった分野で活用されるというふうに考えております。

どれぐらい事業がこれで進むかということについて、数値的な目標は持っておりませんけれども、できるだけ多くの企業が利用できやすいような環境整備を図りまして、日本の起業の促進に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

この制度をいかに早く認知されて広く利用されるかが重要なポイントを握っているのではないかと思います。しかし、使う側からいって、果たして分かりやすいものになっているかといいますと、いささかちよつと疑問な部分がございます。

これまでの質疑で挙げられた点はいろいろあるんですが、私はこの呼び名自体が混乱のもとにならないかなと思っております。NPOとかNGOというのは今では一般的になっているかもしれないんですが、自分でLLPだとかLLCだとかしやべりながら使っているのも申し訳ないんですけれども、もつと呼びやすい名前というのは考えられませんか。

○政府参考人(北畑隆生君) LLPにつきましては、法律に基づきまして、必ず有限責任事業組合という正式名称を用いなければならないというふうに規定をいたしております。ただ、これは例え

ば組合の契約書とか取引先との契約書など公的な、公式の文書で組合員が有限責任であるということを示すものにするという債権者保護の観点から規定をしたものでございまして、こういう正式な文書以外、通常の営業活動で使用する例えば名刺、看板、封筒、こういった分野では必ずしもこの有限責任事業組合という名称を明示していただく必要はないと、こういうふうに解釈をいたしております。

例えば株式会社などでも略称として(株)なんというものが、通称、略称が普及をいたしております。私も、この有限責任事業組合と、やや堅い名前ではなくて、略称でありますLLPあるいはリミテッド・ライアビリティー・パートナーシップといった略称がこういう事業活動のところで使われるように努力をしてみたいと考えております。

○鈴木陽悦君 それがちよつと愛称とかになるとややこしいなということで今質問させていただいたんですが。

普通の人にLLPと言うと、何だと思ふ、ちよつとプロパンガスの大きいやつとか、LLCと言うとどこかのコピーメーカーとか、そういうふうな、そういうふうな思われる部分もあるかもしれない。ネーミングというのは大変重要なコンセプトだと思います。例えば、この委員会でも取り上げられておりますジョブカフェというふうなネーミング、これ今までにない新しいサービスを提供する施設、システム、多くの若者に支持をされております。御苦労された皆さんには大変敬意を表する次第でございます。それから、経産省におきましては、この夏、日本ものづくり大賞、これもネーミング、そのものずばりじゃありませんか。

ですから、これもお役所としては画期的なネーミングだと思いますが、もう少しアイデアを出し合って、分かりやすくする工夫というのは、局長、いかがですか。

○政府参考人(北畑隆生君) 日本ものづくり大賞

は、私も役人が上げた案ではなくて大臣自ら付けた名前でございます。誠に恥ずかしい思っております。

私も、LLP、なじみがないのは委員御指摘のとおりでございますけれども、LLP制度ができておりますイギリスでは、略称としてLLPというのが通用しております。したがって、むしろLLPという国際的にも通用する言葉を日本で信用力のある略称として普及に努めてまいりたい、このように考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

もう一つ提案をさせていただきますと、このLLPを利用しようとしている皆さんの、準備をしている皆さんからの公募ということも考えられると思うんですよ。ということは、LLP自らが自分たちの、運命共同体と言ふ変ですけども、自分たちの制度だということ意識を高めるためにも、先ほど浜田委員からもインターネットの話が出ましたが、いろんな形でこの愛称を公募する、こういった手段もあると思います。

それからもう一つ、経済産業省の資料でキッズページってあるんですよ、ホームページ開きまして、非常にカラフルで分かりやすい、これです。こういうただれにも親しめるようなホームページが開催されておりますが、こういった分かりやすさで、いろんなジャンル、そしてまた年代、世代に問い掛けて、そしてまた企業に問い掛けて公募するというアイデアも一つあると思うんですが、その辺いかがですか。

○政府参考人(北畑隆生君) 私もセンスが悪うございまして、誠に申し訳ございません。

御指摘のような点も含めまして、親しまれるような形で普及を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

それでは次に、時間がちよつとなくなってきましたので、中小企業が企業と共同してビジネスにチャレンジするというメリットありますけれども、利益配分をめぐりまして大企業による独占禁

止法の優越的地位の濫用に陥るケースが考えられなくともありません。こうした場合の対応について伺いたいと思いますが、お願いいたします。

○政府参考人(寺坂信昭君) 今回のLLPにつきましては、その出資比率に応じない柔軟な権限配分あるいは損益配分が認められるという、そういった特徴があるわけでございまして、大企業を持つ中小企業あるいはベンチャー企業にとりましては、大企業との交渉により、たとえその出資額が低くてもより多くの権限配分や損益配分を受けることができる、そういうメリットが期待できるものと考えておまして、そういうことで今回の提案をしているわけでございまして、今、委員御指摘ございましたように、むしろその逆と申します。大企業の優越的な地位によって中小企業あるいはそういった小規模な企業が不利を受けるようなケース、例えば中小企業の方が一割出資しても正当な理由もないのに5%とか1%しか権限や損益配分が与えられない、そういった組合契約、そういったものが生じるといたしますと、今申し上げましたような制度の御提案いたしまして

いるその趣旨に反するものでございます。したがって、私も経済産業省といたしましては、その制度の周知徹底を図ることということで、この中小企業者がLLPの利用に当たりまして不当な扱いを受けることを防止していきたいと考えてございます。また、独禁法上の問題となるような極端な事態が生じるとすれば、私どもとしてもそういった極端な事態についての苦情を受け付け、場合によっては独禁当局との連携も図りながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。せっかく追加で参考人の方、おいでいただきましたので、伺ってまいりたいと思います。これ、最後は法務省と経済産業省両方に伺いたいんですが。

午前中から何回もお話出ておりますが、このL

LPは法律事務所それから会計事務所を主たる対象とした組織形態である。これはイギリスのLLPの考え方でございますが、これが日本式になった場合には、いわゆる士、何回も出ておりますが、無限責任の立場なのでLLPからは対象外となっている。午前中の議論ではこの点について検討するというお答えいただきましたけれども、この点がかかり心臓部を握っているのかなと思います。

そこで、弁護士、また弁護士法人、それから弁護士を含んだLLP、これらについてはどのように理解をしていけばいいのか、各省に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○政府参考人(倉吉敬君) それでは、弁護士の関係についてお答え申し上げます。

現在、弁護士の共同事務所におきましては、それが法人であるか法人でないかにかかわらず、その構成員が無限責任を負うと、こういう仕組みとなっております。これは、弁護士の業務が個人の弁護士資格を前提としたしまして、かつ弁護士個人の信用を基礎としていて、こういう理由によるものと考えられております。

御指摘のとおり、LLPの方は、これらの現行の仕組みと異なりまして、構成員が有限責任しか負わないものでございますので、これを弁護士の業務に導入することについては種々の問題点を検討する必要がありますと考えております。具体的には、第一には、LLPの無限責任の仕組みが、ただいま申し上げました弁護士の業務の特質、それから依頼者の保護という観点から弁護士の業務に整合するかどうかということ。この点につきましては、特に平成十四年、わずか三年前になりましたが、このときに弁護士法人制度を弁護士法を改正して導入いたしました。この際に議論されたところでございまして、数ある会社形態の中から無限連帯責任を負う合名会社の仕組みを採用したと、結論的にはそういうことになりました。そういうことと整合するののかという問題がござい

第二に、弁護士の業務についてLLPを導入するとした場合、そのLLPに所属する弁護士について、その利益相反行為やそれから競争行為、競争ですね、競争行為の規制、そして監督の方法をどうするのかと、それからLLPそのものに対する監督をどうするのかと、こういったことも検討しなければならぬということがござい

これまでこのような問題点の検討が実は十分に尽くされてはおりません。日弁連も現段階においては弁護士業務についてLLPを導入することには消極的でございました。このようなことから、今回は、弁護士の業務については政令で規定することによりLLPの対象から除外する方針と、こうされているわけでございますが、弁護士の業務についてもLLPを認めるべきだという要望があることは十分に承知しております。

法務省といたしましては、将来の課題として、弁護士、弁護士法人の活動状況や、国民、弁護士からの要望の状況等を見守りながら、LLPを導入するかどうかは検討してまいりたいと、こう考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

経産省につきましては、午前中答弁いただきました。ありがとうございます。

では、そろそろ締めたいと思いますが、新産業創造戦略の中には、クラスターもございまして、LLCもございまして、PRについてもいろいろ今日は質問させていただきましたが、LLPが一過性のものであつてはならないということを申し上げたことから、このPR面について非常にしつこいくらいに質問させていただきます。

少々例が違うかもしれませんが、例えばかつて、大型のテレポートからカセットテープに替わって、普及したと思つたら、あつという間にCDの時代、DATの時代、DCCとか、さらにMDとかいろいろ出てまいりまして、消費者は何か一体主流になっていくのかというのがちよつと分からなくなつてしまつたケースが結構ありま

した。

今回のLLPをこれに例えてはいけないと思ひますけれども、例えばテクノポリス、インテリジェント・コスモス構想、いろんな、いったんはなじんだ構想がございましたけれども、是非、利用する企業、そして個人の目線に立つた使いやす制度、それこそ大臣が何回も繰り返した柔軟な制度になりますように御期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(佐藤昭郎君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

有限責任事業組合契約に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤昭郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤原正司君から発言を求められておりますので、これを許します。藤原正司君。

○藤原正司君 私は、ただいま可決されました有限責任事業組合契約に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派並びに各派に属しない議員鈴木陽悦君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

有限責任事業組合契約に関する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 有限責任事業組合制度の運用に当たつては、債権者保護の観点から組合財産の保全が図られるよう努めるとともに、被雇用者に不当な不利益が生じることがないよう配慮すること。また、租税回避行為の悪用を防止する

観点から、徴税における実効性及び公平性が確保されるよう努めること。

二 中小企業者等の利用を促進する観点から、政府系金融機関の融資、信用保証協会の信用保証等の中小企業支援策を有限責任事業組合に係る事業においても活用できるよう努めること。

三 法律の施行後においては、会社法に基づく合同会社との相違点を踏まえつつ、有限責任事業組合制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこと。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(佐藤昭郎君) ただいま藤原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤昭郎君) 全会一致と認めます。よつて、藤原君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川経済産業大臣。

○国務大臣(中川昭一君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

第十一号中訂正			
ページ	段	行	原文
七四	四四	二二	課徴金
		訂正文	罰金額

平成十七年五月九日印刷

平成十七年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇